

実施計画変更認可申請の状況および今後の申請予定

No.	件名	変更箇所	申請日	申請番号	重複状況	対応状況
1	2号機PCV内部調査について	V章 本文、添付2、3、7(新規)	H30.7.25	廃炉発官30第139号	と重複	<p>○線量評価について、引き続き評価中。</p> <p>【経緯】 <2018> ○7/25に変更認可申請、初回面談実施。1号機と同様のコメントをいただいております、9/13に面談にて回答。 ○下記コメントについて、9/27面談にて回答。 ・2重シール部の構造と漏えい有無の確認方法を示すこと ・原子炉建屋エリアのダストについて、局排要否の判断基準を示すこと。 ○10/3に面談実施。下記コメントをいただいております、10/18に面談にて回答。 ・局所排風機の吸い口をどこに置か、各作業ステップの特徴から主旨を説明すること。 ・パウンドリ損傷検知の手法について(2重リング間の圧力監視、ダスト監視)、使い分ける思想を説明すること。 <2019> ○1/18に補正および面談実施。 ○1/18面談にて下記コメントをいただいております、1/30の面談にて回答。一部未回答の内容について2/15に面談にて回答。 ・工事中断を判断するダスト濃度基準 ・調査終了後のパウンドリ設備をどういった形で残すのか。 ○4/3に下記コメントをいただいております、4/18の面談にて回答。 ・面談資料「著しい漏えいがないこと」について、「漏えいがないこと」との違いを定量的に説明すること。 ・パウンドリ機能について、説明すること。 ・各部屋との接続について、設計の詳細を説明すること。 ・窒素加圧と空気置換について、使用気体を使い分けている考え方を説明すること。 ・今回の調査の目的と調査事項について、その詳細を説明すること。 ・内部調査時の窒素封入について、その目的や封入量など、その詳細を説明すること。 ・被ばく低減対策については、1号機の内部調査の申請の説明に準じ、説明すること。 ○1号と同様に被ばく評価の見直しを実施中。別途補正を提出予定。 ○4/18の面談にて下記コメントをいただいております、4/19に回答。 ・ベデスタル内複数箇所にてガンマ線量率を測定し、堆積物表面のガンマ線量率を評価すること。 ○4/26に下記コメントをいただいております、5/22の面談にて回答。 ・γ線の測定のため、どんな測定器を使用するのか、どの箇所を測定するのか説明すること。 ○5/22、6/25の面談にて下記コメントをいただいております、8/28の面談にて回答。 ・少量サンプリングをどこから、どのようなものを採取するのか説明すること。 ・パウンドリが機能しなくなった時の対応策について説明すること。 ○線量評価の対応状況について、8/28の面談にて説明。</p>
2	仮設保管設備撤去に伴う実施計画の変更 廃棄物発生量予測の更新	II章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設 本文 III章 第1編 第6章、附則 第2編 第6章、附則 第3編 2.1.1 放射性固体廃棄物等の管理	H30.9.3 H30.10.26	廃炉発官30第163号 廃炉発官30第213号	No.3.11,15,16 No.3.4,11,15,16 と重複	<p>○7/29の面談にて下記コメントをいただいております、9/27の面談にて回答。 ・耐震クラスの設定根拠を示すこと。 ・コンクリート遮へいの必要性について説明すること。 ○10/4の面談にて下記コメントをいただいております、回答準備中。 ・コンクリート遮へいの耐震評価について、現在のモデルで問題ないのか示すこと。 ・コンクリート遮へいの使用前検査内容について説明すること。</p> <p>【経緯】 ○9/3に変更認可申請、初回面談実施。 ○10/26に補正および面談にて仮設設備撤去の詳細について説明。主に下記コメントをいただいております、11/22に面談にて回答。 ・仮設設備内の線量等、現場の状況を示した上で被ばく低減対策について説明すること。 ○11/22の面談で下記コメントをいただいております、1/23の面談にて回答。 ・本申請の認可後、仮設保管設備の解体以外に実施する作業について、詳細を説明すること。 ・現在仮設保管設備に残っている瓦礫について、搬出先を説明すること。 ○1/23の面談で下記コメントをいただいております、2/28の面談にて回答。 ・撤去に伴う飛散防止対策、安全対策や廃棄物発生量等を本文に記載すること。 ○本文の記載事項等について4/2の面談にて回答。 ○4/25に下記コメントをいただいております、5/16の面談にて回答。 ・保管していた廃棄物の移動にあわせてコンクリート遮へいについても移動させるとのことだが、遮へいについて使用前検査をする必要のあるものなのか、説明すること。 ○6/11に下記コメントをいただいております、6/28の面談にて回答。 ・『必要によりダストの飛散防止対策を講じる』とあるが、措置をとる基準を明確にすること。 ○6/28の面談にて下記コメントをいただいております、7/29に面談にて回答。 ・仮設保管設備撤去作業時の被ばく線量の見込みについて説明すること。 ・コンクリート遮へいの使用前検査内容の方針を具体的に示すこと。</p>

3	<p>大型廃棄物保管庫第一棟の設置</p>	<p>II章 2.5 汚染水処理設備等 本文 2.16.1 多核種除去設備 本文 2.16.3 高性能多核種除去設備 本文 2.35 サブドレン他水処理施設 本文 2.45 大型廃棄物保管庫(新規) 本文, 添付1~9 III章 第1編 5, 40, 42条の2, 添付1, 添付2, 附則 第2編 5, 添付2, 添付2-1, 附則 第3編 2.1.3 放射性気体廃棄物等の管理 2.2.2敷地内各施設からの直接線ならびにスカイライン線による実効線量 2.2.4線量評価のまとめ 別冊5 目次</p>	<p>H30.11.30 H31.3.8 R1.7.31</p>	<p>廃炉発官30第241号 廃炉発官30第308号 廃炉発官R1第68号</p>	<p>No.5,7,8,14 No.7 No.17 No.2,11,15,16 No.2,4,11,15,16 No.14 No.6 No.5,7,14 と重複</p>	<p>○8/28の面談にて、下記コメントをいただいております。9/11の面談にて回答。 ・吸着塔保管体数の考え方について説明すること。 ・敷地境界線量の評価について、現在の保管モデルが保守的である理由を説明すること。 ○10/11に下記コメントをいただいております。10/8の面談にて回答予定。 ・これまでの面談での説明内容を整理して、補正申請の範囲について示す事。</p> <p>【経緯】 ○11/30に変更認可申請および面談実施。主に下記コメントをいただいております。1/29の面談にて回答。 ・本施設からの放射性物質の放出が極めて小さい根拠を示すこと。 ・吸着塔の発生量予測を示すこと。 ・水素評価について説明すること。 ・吸着塔の耐震評価について説明すること。 ・確認事項について、判定基準に材料や寸法等具体的な内容について記載できないか検討すること。 ○1/29の面談にて、下記コメントをいただいております。3/1の面談にて回答。 ・建屋、設備全体に対する耐震の考え方 ・本建屋を耐震クラスBで建設する設計の根拠 ○建屋耐震に関する補正を3/8に提出。 ○3/1の面談で下記コメントをいただいております。3/8の補正内容の説明と下記コメントの回答を4/3の面談にて実施。 ・吸着塔の発生本数について実績ベースで示すこと。 ・緊急放送設備の概要を説明すること。 ・吸着塔保管架台が剛構造である評価を説明すること。 ○4/3の面談及び追加(4/19)で下記コメントをいただいております。5/21の面談にて一部回答。 ・保管容量の変更理由について説明すること。 ・大型廃棄物保管庫の遮へいについて、固体廃棄物貯蔵庫第9棟を参考に説明すること。 ・建屋、機器の耐震クラスの考え方の記載を充実させること。 ・大型廃棄物保管の設置場所について、構内全体図及び詳細図で説明すること。 ・作業に対する被ばく低減対策について説明し、実施計画への反映を検討すること。 ○4/3の面談以降にいただいたコメント及び5/21の面談のコメントについて、6/14の面談にて一部回答。 ・水素の滞留評価について、最大となる箇所と値を説明すること。また、非常用ベントロに水素が滞留しない理由を説明すること。 ・地盤の許容支持力度が333kN/m²となる根拠を示すこと。 ○6/14の面談にて、下記コメントをいただいております。8/5の面談にて回答。 ・地震により機器の共振が建屋に与える影響を、増設雑固体焼却炉建屋を参考に評価すること。 ○8/5の面談にて、下記コメントをいただいております。8/28の面談にて回答。 ・建屋の耐震性評価について、評価の妥当性を説明すること。</p>
4	<p>5・6号機の運転・保守管理の最適化</p>	<p>I章 1, 1.1, 1.2, 2.3 II章 1.1, 1.2, 1.5, 1.7, 2.18, 2.19, 2.20, 2.21, 2.22, 2.23, 2.25, 2.26, 2.28, 2.29, 2.30, 2.31, 2.32, 2.33, 2.34 III章 第2編 第3条, 第9条, 第11条~第12条, 第14条, 第16条, 第17条, 第18条~第19条, 第21条~第24条, 第26条, 第28条, 第30条, 第32条, 第33条, 第34条, 第36条, 第38条, 第40条, 第42条, 第44条, 第46条, 第48条, 第50条, 第52条, 第54条, 第56条, 第58条, 第60条, 第62条, 第64条, 第66条, 第68条, 第70条, 第72条, 第74条, 第76条, 第78条, 第80条, 第82条, 第84条, 第86条, 第88条, 第90条, 第92条~第93条の3, 第107条, 第118条, 第119条, 第120条, 第121条 附則 添付1 原子炉がスクラムした場合の運転操作基準(第77条関連) 添付2 管理区域図 添付2-1 管理対象区域図 第3編 1.1 巡視点検の考え方 1.5 5・6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の運転管理について 2.1.3 放射性気体廃棄物等の管理 3.1.1 放射線防護及び管理 3.1.2 放射線管理 4.2 5・6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の保守管理について</p>	<p>H31.3.8 R1.7.29</p>	<p>廃炉発官30第308号 廃炉発官R1第64号</p>	<p>No.6 No.2,3,11,15,16 と重複</p>	<p>○7/29の面談にて下記コメントをいただいております。9/19の面談にて回答。 ・実際に燃料取扱事故が起きた場合のオペフロ作業員の被ばく影響と対策について説明すること。 ・1~3号機側で事故が起きた際に備えて、免震重要棟に非常用換気空調系があるのか、ある場合、本申請で5・6号機の中央操作室換気空調系を失くすことと矛盾が生じないか確認して説明すること。 ○9/19の面談にて下記コメントをいただいております。回答準備中。 ・5, 6号機の中央制御室非常用換気系が全停となった場合、換気をどのように行うのか、また全停となった場合の代替措置、区域区分の変更有無について考え方を説明すること。</p> <p>【経緯】 ○3/15に変更認可申請、3/19に面談を実施。 ○3/19の面談にて下記コメントをいただいております。補正に反映する。 ・管理区域図及び管理対象区域図の添付番号の変更に伴う各条文の変更を行うこと。 ○3/28の面談にて下記コメントをいただいております。5/28の面談にて回答。 ・原子炉に燃料を移動させない物理的な措置。 ・要求機能なしとしている系統のうち、配管の中に放射性物質を内包した水がある設備の管理の仕方。 ○非常用ガス処理系統及び中央制御室空調系統に関する変更内容について6/18の面談にて説明。</p>

5	海水配管トレンチ浄化設備の撤去工事	II章 2.3 使用済燃料プール設備 本文、添付12 2.5 汚染水処理設備等 本文、添付11 2.40 放水路浄化設備 本文、添付2、添付3、添付4、添付5、添付9 別冊5	R1.4.25 R1.9.19	廃炉発官R1第8号 廃炉発官R1第94号	No.3.7.8.14 No.3.7.14	○9/19に補正申請を提出。 【経緯】 ○4/25に変更認可申請及び面談を実施。 ○4/25の面談にて下記コメントをいただいております、5/24の面談にて回答。 ・立坑～T/B間の配管撤去にあたり、T/B内滞留水移送ラインとの取合箇所等の処置方法、T/B貫通部の処置方法について説明すること。 ・配管撤去に伴い、廃棄物として発生するものの内訳を説明すること。 ○5/24の面談にて下記コメントをいただいております、7/2の面談にて回答。 ・建屋内滞留水移送配管の施工時期について、2系列のうち1系列ずつ実施することに対して、問題ないことの根拠を説明すること。 ・2号機T/B地下壁貫通孔について、配管撤去後の封止処置の詳細を説明すること。 ・配管内水抜き手順を詳細に説明すること。 ○7/2の面談、7/31に下記コメントをいただいております、7/31に回答。 ・ゴムマットの使い道が分かるように示すこと。 ・防潮堤設置時期の工程を示すこと。 ・2系列のうち1系列ずつ使用前検査を実施するにあたり、それぞれ検査の申請時期と使用前検査受験時期が分かるように工程に示すこと。 ○9/5に下記コメントを頂いており、9/9の面談にて回答。 ・機器の詳細を示すこと。
6	構内散水に用いる滞留水の浄化方法の変更について	II章 2.33 5・6号機 放射性液体廃棄物処理系 本文、添付4、添付8 III章第3編 2.1.2 放射性液体廃棄物等の管理 2.2 線量評価 2.2.3 放射性液体廃棄物等による線量評価 2.2.4 線量評価まとめ	R1.5.21	廃炉発官R1第13号	No.4 No.17 No.3 と重複	○現在コメントはいただけていない状況。 【経緯】 ○5/21に変更認可申請及び面談を実施。 ○5/21の面談にて下記コメントをいただいております、6/21の面談にて回答。 ・散水線量評価値の算出根拠について説明すること。 ○6/21の面談にて下記コメントをいただいております、7/2面談にて回答。 ・散水量が増える根拠を説明すること。 ○7/2の面談にて下記コメントをいただいております、7/29に回答。 ・複数ある浄化方法についてどういった運用とするのか明確にすること。 ○8/16に以下のコメントを頂いており、8/29の面談にて回答。 ・浄化ユニットの性能が劣る理由について説明すること。
7	中低濃度タンク(G4北、G5エリア)の撤去	II章 2.5 汚染水処理設備等 本文、添付1、添付3、添付9、添付12、添付13 2.16.1 多核種除去設備 添付2 2.36 雨水処理設備等 本文、添付1、添付2、添付6、添付7 別冊5 I 2.5 汚染水処理設備等の構造強度及び耐震性について	R1.5.22	廃炉発官R1第13号	No.3.5.8.14 No.3 No.14 No.3.5.14 と重複	○9/27に下記コメントをいただいております、10/8の面談にて回答予定。 ・タンク解体時の装備の考え方について説明すること。 ○補正準備中。 【経緯】 ○5/22に変更認可申請及び面談を実施。 ○5/22の面談および5/31に下記コメントをいただいております、6/12の面談にて回答。 ・作業前のダスト濃度をもって汚染拡防止策の実施の要否を判定する妥当性について説明すること。 ・切断・減容作業における安全対策について説明すること。 ・タンク解体片を収容する各コンテナ間の連結金具の強度が十分であることの説明をすること。 ・堰の防水性・強度について説明すること。 ・ALPS水以外の高濃度水の貯留実績の有無について。 ・解体予定タンク内の放射濃度とダスト濃度について。 ○6/12の面談および6/19に下記コメントをいただいております、7/11の面談にて回答。 ・作業環境に応じた装備とは何か、詳細を説明すること。 ・地震による水平振動に対し、収容コンテナが転倒しないことの根拠について説明すること。 ・解体前のタンク内ダスト濃度が作業管理基準(5×10 ⁻⁵ Bq/cm ³)を超過していない場合、一部被ばく対策を省略することが正当であることを説明すること。 ・ダスト濃度測定についてγ線の測定のみでβ線の測定は行わないのか、説明すること。 ○7/16に下記コメントをいただいております、8/6の面談にて回答。 ・底部解体時のゴムマットの要否について説明すること。 ・残水回収の方法について説明すること。 ・G4北のタンクの濃度が高い原因について説明すること。 ○8/6に下記コメントをいただいております、9/4の面談にて回答。 ・タンク底部解体時の想定被ばく線量と被ばく低減対策実施の有無について説明すること。 ・ダストのモニタリング頻度の妥当性について説明すること。 ○8/19、20、21に下記コメントをいただいております、9/4の面談にて回答。 ・底部残水回収装置の使用の有無について説明すること。
8	1～4号機 滞留水移送装置の追設	II章 2.5 汚染水処理設備等 本文、添付1、添付16 2.6 滞留水を貯留している(滞留している場合を含む)建屋 添付1 III章 第3編 1 運転管理に係る補足説明 1.7 1～4号機の滞留水とサブドレンの運転管理について	R1.6.13 R1.9.6	廃炉発官R1第36号 廃炉発官R1第88号	No.3.5.7.14 No.17 No.17 と重複	○10/8の面談にて3号機タービン建屋滞留水処理前工程の干渉物撤去作業に使用する柔構造アームについて説明。 ○補正準備中。 【経緯】 ○6/19に変更認可申請及び面談を実施。 ○6/19の面談にて下記コメントをいただいております、6/28の面談にて回答。 ・ポンプを設置するエリアを明確にすること。 ・想定被ばく線量と被ばく低減対策、廃棄物発生量について詳細に説明すること。 ・工事(干渉物の撤去等)の進め方をどのように実施していくか説明すること。 ○7/5に下記コメントをいただいております、7/16の面談にて回答。 ・排水設備設置工事の工法、手順、スケジュールについて具体的に説明すること。

9	変形燃料収納缶及び収納缶用ラックの設置	<p>II章 2.12 使用済燃料共用プール設備 本文、添付資料-9-1、添付資料-9-2、添付資料-10 別冊15 I 使用済燃料貯蔵ラックおよび使用済燃料収納缶に係る要目表 II 使用済燃料貯蔵ラック(49体)の耐震性について III 使用済燃料貯蔵ラック(25体)の耐震性について</p>	R1.7.11	廃炉発官R1第52号	と重複	<p>○7/31の面談にて下記コメントをいただいております、10/1の面談にて一部回答。 ・ラック及び収納缶の構造評価における温度等の評価条件を整理し説明すること。 ・25体ラック設置に伴い、既存のラックを撤去する際に発生する廃棄物量を説明すること。 ・共用プールでの燃料管理について整理して説明すること。等 ○10/1の面談にて下記コメントをいただいております、回答準備中。 ・中性子吸収材の材質の妥当性と吸収能力について、詳細を説明すること。</p> <p>【経緯】 ○7/11に変更認可申請及び面談を実施。 ○7/11の面談にて下記コメントをいただいております、7/31の面談にて回答。 ・ラック、収納缶、収納缶吊具の構造・材質の妥当性を説明すること等。</p>
10	JAEA分析・研究施設第1棟 一部設計変更	<p>II章 2.41 放射性物質分析・研究施設 第1棟 本文、添付2、添付3、添付7、添付8、添付10、添付11、添付12、添付13、添付21、添付22 別冊21 II、III</p>	R1.7.16	廃炉発官R1第57号	と重複	<p>○現在コメントはいただけていない状況。</p> <p>【経緯】 ○7/16に変更認可申請及び面談を実施。 ○7/16の面談にて下記コメントをいただいております、7/31の面談にて回答。 ・本申請について、変更となった理由を詳細に説明すること。 ○7/31の面談にて下記コメントをいただいております、8/21の面談にて回答。 ・「屋外の汚染が大幅に改善されている」等の記載について、定量的に説明すること。 ・天井から取る予定であった配管サポートを床から取ることとなったのか説明すること。 ・分析廃液受槽からの払い出し配管の耐圧試験方法を整理して説明すること。</p>
11	輸送貯蔵兼用キャスクB増設に伴う変更	<p>II章 2.13 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備 本文、添付1、添付2、添付3、添付4 III章 第1編 第5章 第36条、附則 第2編 第5章 第85条、附則 別冊8 I</p>	R1.7.25	廃炉発官R1第63号	No.2.3.15,16 No.2.3.4,15,16 と重複	<p>○9/3の面談にて下記コメントをいただいております、10/4の面談にて回答。 ・新規基準における発電所敷地内での兼用キャスクに対する審査ガイドと照らし合わせて、どの程度対応可能なのか示すこと。 ○10/4の面談にて下記コメントをいただいております、回答準備中。 ・耐震評価の項目についてどの程度対応可能なのか示すこと。</p> <p>【経緯】 ○7/25に変更認可申請及び面談を実施。 ○7/25の面談にて下記コメントをいただいております、9/3の面談にて回答。 ・輸送貯蔵兼用キャスクAの廃止に伴う影響の有無について説明すること。</p>
12	緊急時の対応及び火災への対応に関する記載の変更	<p>II章 1.13 緊急時対策 本文 III章 第3編 1.2 火災への対応 本文、添付1</p>	R1.8.1	廃炉発官R1第71号	と重複	<p>○8/26の面談にて下記コメントをいただいております、9/25の面談にて回答。 ・これまで説明のあった、誘導灯・避難経路、非常用照明、消火配管・消防ポンプ等について、全体的な方針を整理し、実施計画にどのように反映するのか、考え方を説明すること。 ○10/1に下記コメントをいただいております、回答準備中。 ・全交流電源喪失時の避難用照明の考え方について説明すること。</p> <p>【経緯】 ○8/11に変更認可申請及び面談を実施。 ○8/11の面談にて下記コメントをいただいております、8/26の面談にて回答。 ・消火配管の地盤変位対策について、配管の地上化が完了しているか確認して示すこと。 ・消防ポンプの復旧について、全体的にどのような課題があり、何が出来ていないのか示すこと。</p> <p><参考> 【緊急時の火災対応】 ○6/25に下記コメントをいただいております、8/1の面談にて一部回答。 ・誘導灯について、避難経路の基本的な考え方を示すこと。 ・非常用照明の設置の考え方について、非常用照明の設置の基本的な考え方を示すこと。 上記について方針や考え方があれば、実施計画に記載し、なければ、これを機に定めること。 ・今後、防火帯をどのようにしていくのか、方針を示すこと。 ・別冊10(原子力防災業務計画)について、実施計画から削除することとし、削除する場合はその旨の理由を面談資料にて示すこと。 ⇒非常用照明および別冊10については、引き続き面談にて回答予定。</p>
13	3号機 変形燃料用輸送容器の追加	<p>2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備 本文、添付2-1-2、添付2-2-1、添付2-2-2 別冊7</p>	R1.8.20	廃炉発官R1第77号	と重複	<p>○9/5の面談にて下記コメントをいただいております、10/10の面談にて回答予定。 ・共用プールから3号機までの一連の作業をフロー等で示すこと。 ・ハンドルの変形が大きい燃料について燃料形状を維持していると考えの根拠を示すこと。</p> <p>【経緯】 ○8/20に変更認可申請及び面談を実施。 ○8/20の面談にて下記コメントをいただいております、9/5の面談にて回答。 ・7体又は2体の輸送キャスクにした根拠を説明すること。 ・これまでの許認可範囲、これからの審査・認可される範囲を明確にすること。</p>

14	淡水化(RO)装置耐震性向上工事	2.5 汚染水処理設備等 本文、添付1、添付3、添付9、添付15 2.36 雨水処理設備 本文、添付1 2.38 RO濃縮水処理設備 本文、添付1 第3編(保安に係る補足説明) 2.2.2 敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量 別冊5 別冊16	R1.8.27	廃炉発官R1第83号	No.3,5,7,8 No.7 No.3 No.3,5,7 と重複	○8/27の面談にて下記コメントいただいております、10/3の面談にて回答。 ・PE製タンクを採用した経緯について説明すること。 ・現状のタンクと比較して信頼性が向上していることを説明すること。 ○10/3に下記コメントをいただいております、回答準備中。 ・PE製タンクの検査・点検方法を説明すること。 ・PE製タンクの規格について詳細を説明すること。 【経緯】 ○8/27に変更認可申請及び面談を実施。
15	増設雑固体廃棄物焼却設備設置に伴う管理対象区域、管理区域の変更他	2.44 放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設(増設雑固体廃棄物焼却設備) III章 第1編 第3章 体制及び評価 第5条 第6章 放射性廃棄物管理 第38条、第39条、第42条の2、第43条 第7章 放射線管理 第57条 附則 添付1 管理区域図 添付2 管理対象区域図 第2編 第2編(5号炉及び6号炉に係る保安措置) 第3章 体制及び評価 第5条 第6章 放射性廃棄物管理 第87条、第87条の2、第89条 第7章 放射線管理 第98条 附則 添付2 管理区域図 添付2-1 管理対象区域図	R1.9.25	廃炉発官R1第95号	No.2,3,11,16 No.2,3,4,11,16 と重複	○9/25に変更認可申請及び面談を実施。
16	福島第一廃炉推進カンパニーの組織改編	III章 第1編 第2編	R1.9.26	廃炉発官R1第104号	No.2,3,11,15 No.2,3,4,11,15 と重複	○9/26に変更認可申請及び面談を実施。 ○9/26の面談にて下記コメントいただいております、回答準備中。 ・予算、人事、PJ管理、品質安全といった主要な項目について、具体的な内容、改善点について説明すること。 ・業務所掌に抜けがないか確認するため、各業務の変更前後を整理して説明すること。
17	サブドレン未復旧ピットの復旧(No.49)	II 特定原子力施設の設計、設備 2.6 滞留水を貯留している(滞留している場合を含む)建屋 添付1 2.35 サブドレン他水処理施設 本文 添付1 添付4 添付12 添付13 III 特定原子力施設の保安 第3編 1.7 1～4号機の滞留水とサブドレンの運転管理について 2.1.2 放射性液体廃棄物等の管理	R1.10.7	廃炉発官R1第123号	No.8 No.3 No.8 No.6	○10/7に変更認可申請及び面談を実施。 ・配管の材質の妥当性について説明すること。

	件名	変更予定箇所	申請予定時期			備考
①	除染装置スラッジ移送装置の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・II章 に新規作成(2.47) ・II章 2.5 ・II章 2.7 ・III章 第1編 ・III章 第2編 ・III章 3.2.2 	2019.10			
②	減容処理施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・II章 に新規作成(2.46) ・III章 第1編 ・III章 第2編 ・III章 3.2.2 	2019.10			
③	1号機液体窒素貯留および廃液サージタンク撤去	II 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備	調整中			
④	3号機 燃料の取扱いに関する記載変更について(破損燃料分)	II 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備 添付資料1-3	2019.10			

現状の審査状況を踏まえた優先案件の整理

【重複箇所のある案件】

No.5 海水配管トレンチ浄化設備の撤去工事
II章2.5

No.4 5・6号機の運転・保守管理の最適化
II章2.33 III章第2編

No.6 構内散水に用いる滞留水の浄化方法の変更について
II章2.33 III章第3編2.2.4

No.3 大型廃棄物保管庫第一棟の設置
II章2.5 II章2.16.1 III章第2編 III章第3編2.2.4

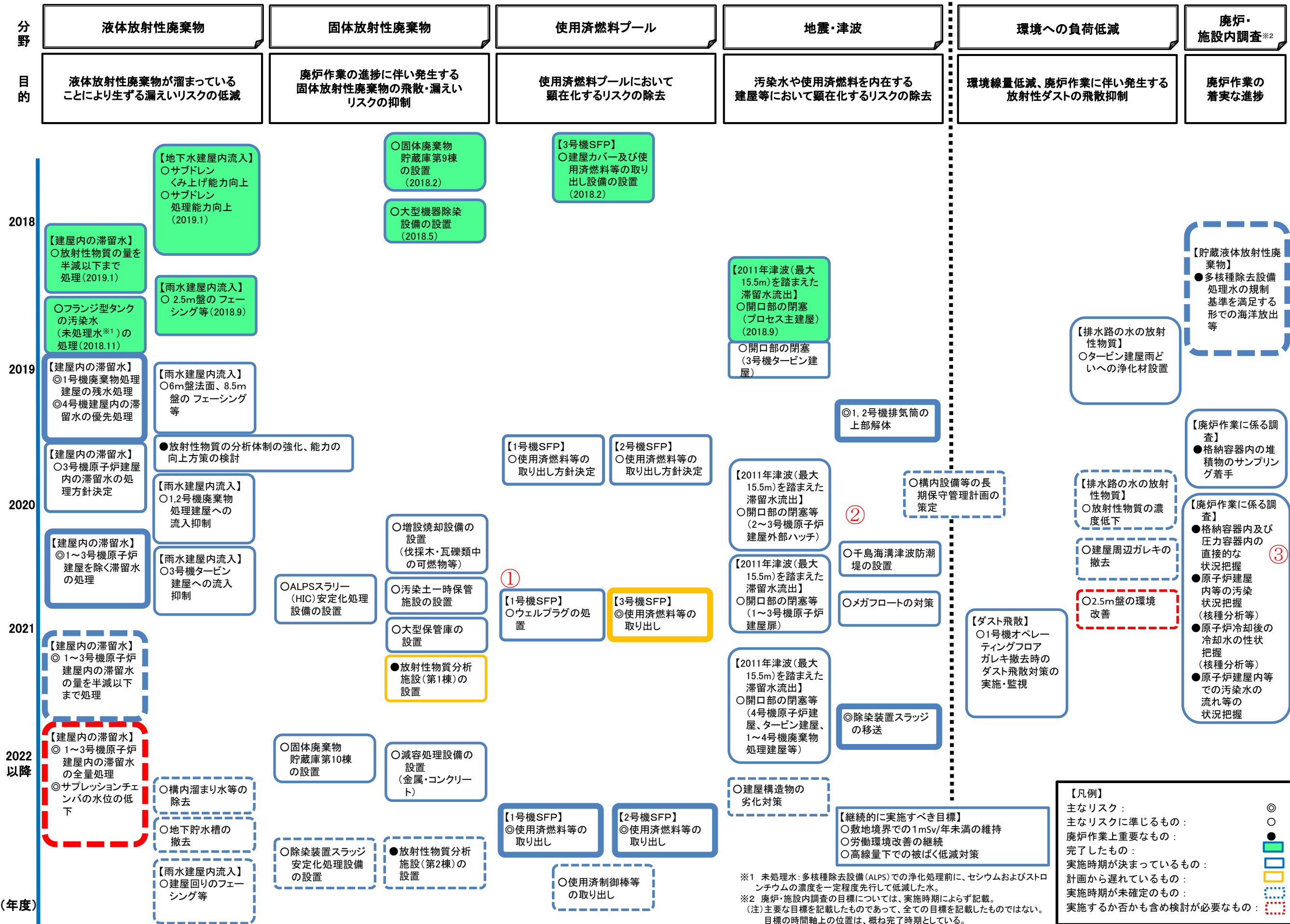
No.7 中低濃度タンク(G4北, G5エリア)の撤去
II章2.5 II章2.16.1

- III章第1編, 第2編の重複案件の流れ
- 放射性廃棄物等の管理・線量評価の重複案件の流れ
- 汚染水処理設備等の重複案件の流れ
- 多核種除去設備等の重複案件の流れ
- サブドレン他水処理設備の重複案件の流れ
- 放射性液体廃棄物処理系の重複案件の流れ

【重複箇所のない案件】

東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2019年3月版)

2019年3月6日
原子力規制委員会



※1 未処理水:多核種除去設備(ALPS)での浄化処理前に、セシウムおよびストロンチウムの濃度を一定程度先行して低減した水。
 ※2 廃炉・施設内調査の目標については、実施時期によらず記載。
 (注) 主要な目標を記載したものであって、全ての目標を記載したものではない。目標の時間軸上の位置は、概ね完了時期としている。

【凡例】

- 主なリスク: ○
- 主なリスクに準じるもの: ◎
- 廃炉作業上重要なもの: ●
- 完了したもの: [実線]
- 実施時期が決まっているもの: [点線]
- 計画から遅れているもの: [虚線]
- 実施時期が未確定のもの: [点線]
- 実施するか否かも含め検討が必要なもの: [点線]

資料 1 - 2 使用済燃料プールからの燃料取り出しに関わる対応状況について

資料 1 - 2 - 1

福島第一原子力発電所 1号機建屋プール燃料取出し (原子炉建屋 ガレキ撤去関連調査結果及び北側屋根鉄骨の切断開始について)

2019年9月30日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

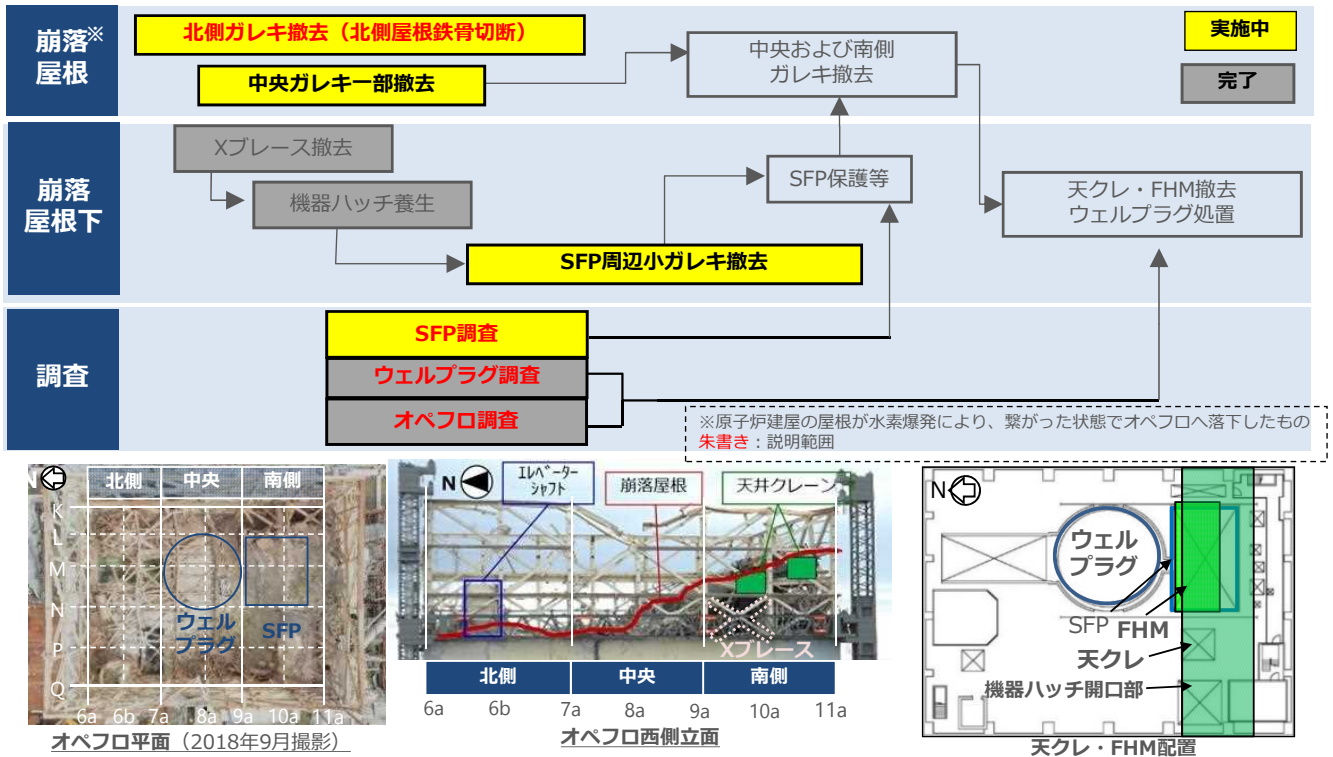
概要

TEPCO

・廃炉・汚染水対策チーム会合／事務局会議(第70回)資料

- 現在、SFP保護等に向けてSFP周辺小ガレキ撤去や調査を実施中。今後の南側ガレキ撤去や天クレ・FHM撤去に向け、SFPへのガレキ落下防止策としてSFP保護等を計画している。
- SFPゲート部周辺調査結果について
 - ・ ゲート部周辺には手摺等のガレキがあるが、SFP保護等の作業に影響がないことを確認。
 - ・ G1ゲートからの漏えいはなくプールの水密性を確保していること、ゲート間には小片ガレキのみ落下していることを確認。
 - ・ SFPゲートにはゲートの浮き上がりを防止する「浮き上がり防止押え金具」があり、G2ゲートの金具が外れている状況を確認したが、G2ゲートに変形は認められなかった。
- ウェルプラグ調査結果について
 - ・ 3D計測を実施し、ウェルプラグにたわみ等の変形があることを確認。
- オベフロ調査結果
 - ・ 天クレトロリは天クレ南北両ガーダ上に線状で接している状況を確認。
 - ・ 天クレトロリ北側端部が北側ガーダの上面中央部にあることを確認。
 - ・ 天クレ南側ガーダの一部の溶接部が割れていることを確認。
 - ・ 天クレ南側ガーダの西部は階段室及び燃料交換運転操作室鉄骨で複数箇所支持されていることを確認。
- 北側屋根鉄骨の撤去開始について
 - ・ 北側屋根鉄骨は南側ガレキに影響ないよう、ワイヤーソーで分断し中央・南側の屋根鉄骨から切り離し済み。(2019年2月6日～2月22日)
 - ・ 2019年9月17日より北側屋根鉄骨を大型カッターにて切断、撤去を開始。

- 今後の南側ガレキ撤去や天クレ・FHM撤去に向け、SFPへのガレキ落下防止策としてSFP保護等を計画している。現在、SFP保護等に向けてSFP周辺小ガレキ撤去や調査を実施中。



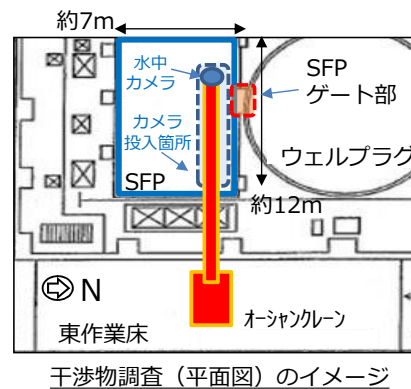
使用済燃料プールを SFP、燃料取扱機を FHM、天井クレーンを天クレ、オペレーティングフロアを オペフロ と表記

2-1.SFP干渉物調査概要

- 燃料取り出しに向けた南側崩落屋根撤去作業の実施にあたり、SFP上に養生を実施することで、可能な限りリスク低減を図る計画。
- 養生はSFP水面上に浮かぶ構造のため、養生設置時に支障となる干渉物がないことを事前に確認する。
- SFP干渉物調査（調査2）では、飛散防止剤や降雨の影響によるプール水の白濁を確認したため、調査を継続中。また、本調査に併せてSFPゲート※部周辺の状況確認を実施。

※SFPと原子炉ウェルを繋ぐ通路を仕切る板。

調査範囲		調査方法	実施日
調査1	SFP内 透明度の確認 (8月廃炉汚染水チーム会合にて報告)	長尺ポールに定点式の水中カメラを吊下げ、SFP内を撮影	8月2日
	SFP内 干渉物の確認	オーシャンクレーン先端にパンチルト機能付水中カメラを吊下げ、クレーンブームを伸縮させSFP内及びゲート部周辺を撮影	9月4日 9月20日 9月27日 (予定)
調査2	SFPゲート部 周辺状況の確認		9月6日



干渉物調査（平面図）のイメージ



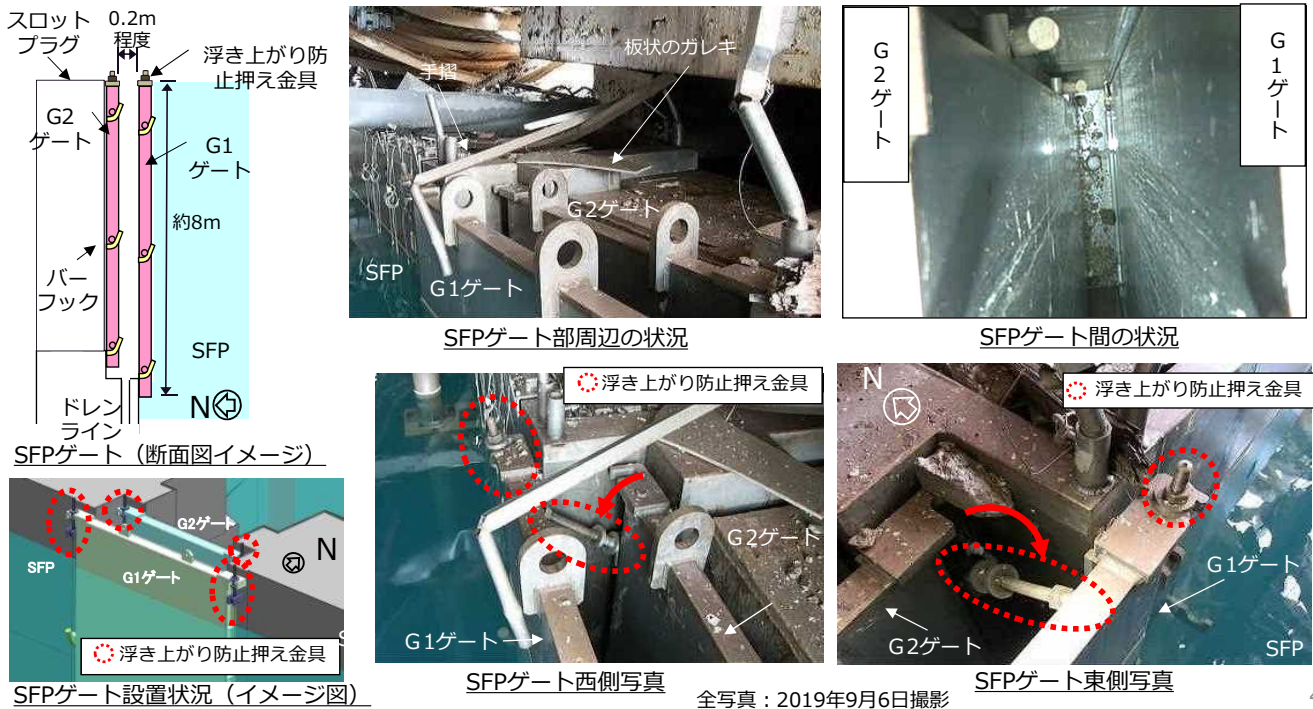
調査1実施状況



調査2実施状況

2-2.SFPゲート部周辺調査結果

- ゲート部周辺には手摺等のガレキがあるが、SFP保護等の作業に影響がないことを確認した。
- G1ゲートからの漏えいはなくプールの水密性を確保していること、ゲート間には小片ガレキのみ落下していることを確認した。
- SFPゲートにはゲートの浮き上がりを防止する「浮き上がり防止押え金具」があり、G2ゲートの金具が外れている状況を確認したが、G2ゲートに変形は認められない。



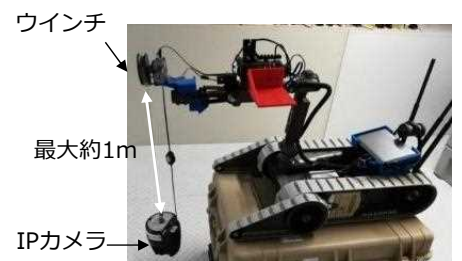
4

3-1.ウェルプラグ調査概要

- 目的
プラグの保持状態や汚染状況等の確認を行い、プラグの扱いの検討に資する情報を取得する。
- 調査期間
7月17日～8月26日
- 調査項目
カメラ撮影、空間線量率測定、3D計測、スミア採取
- 調査範囲
プラグ北側の開口部からプラグ内に遠隔操作ロボットを投入し、走行可能な範囲で中段プラグ東やプラグ間の隙間部にアクセスする。
⇒ **今回、3D計測とスミア採取結果を含めて報告する**



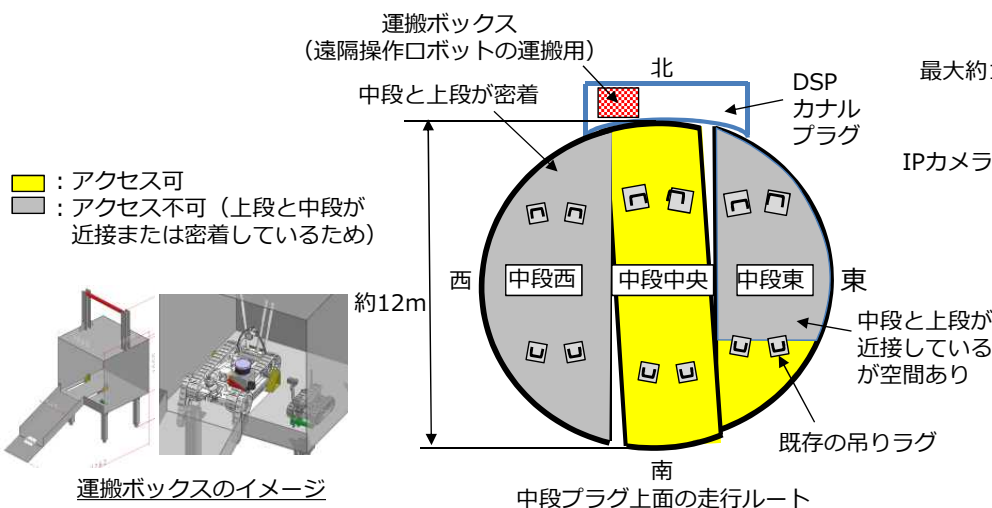
線量率測定



カメラ吊り降ろし



スミア採取

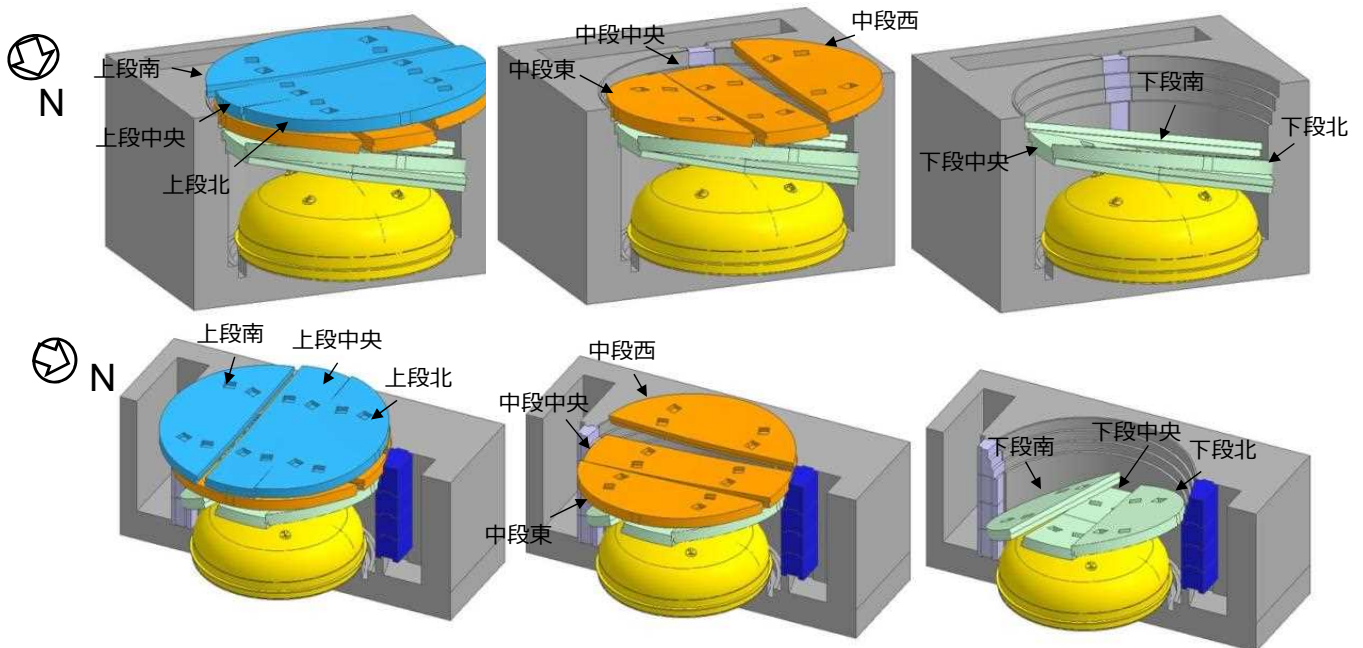


運搬ボックスのイメージ

3

3-2. ウェルプラグ調査結果（3D計測）

- プラグの保持状態の確認を目的として3D計測を実施し、上段プラグ下面、中段プラグ上面及び下段プラグ西側の一部について、可能な範囲で寸法情報を取得した結果、プラグにたわみ等の変形があることを確認した。
- 今後、得られた結果に基づいて、ウェルプラグの処置について検討していく。



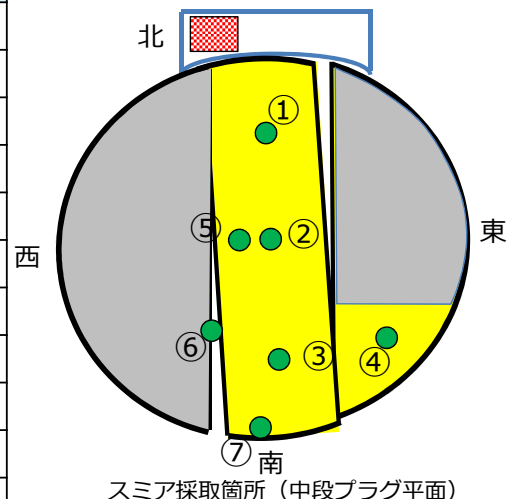
3D計測を基に作成したイメージモデル

3-3. ウェルプラグ調査結果（スミア採取）

- 調査用ロボットが中段プラグ上面を走行し、アクセス可能な範囲でスミア採取を実施。
- スミアサンプルの分析を行った結果、Cs-134, Cs-137, Co-60, Sb-125, α線放出核種が検出された。
- 線量率の測定結果と合わせ、ウェルプラグ処置の計画立案等に必要となる汚染密度分布を評価する予定。

No	測定箇所	分析結果 (Bq/cm ²)				α線放出核種※1
		Cs-134	Cs-137	Co-60	Sb-125	
①	上段プラグ北側下面	7.0E+3	1.0E+5	6.4E+1	4.8E+3	6.4E-1
	中段プラグ北側上面	4.7E+3	6.9E+4	1.6E+1	8.4E+2	6.4E-1
②	上段プラグ中央下面	1.1E+4	1.6E+5	5.5E+1	4.4E+3	6.4E-1
	中段プラグ中央上面	-※2	2E+6	< 8E+1	-※2	1.1E+0
③	上段プラグ南側下面	6.2E+3	9.2E+4	6.3E+1	5.7E+3	6.4E-1
	中段プラグ南側上面	5.9E+3	8.7E+4	< 2.6E+1	7.2E+2	< 5.7E-1
④	上段プラグ東側下面	1.3E+3	1.9E+4	2.7E+1	1.8E+3	< 5.7E-1
	中段プラグ東側上面	1.3E+3	1.9E+4	4.8E+0	1.9E+2	8.5E-1
⑤	上段プラグ中央下面	1.5E+4	2.2E+5	8.7E+1	6.7E+3	< 5.7E-1
	中段プラグ中央上面	3.4E+3	5.3E+4	< 1.1E+1	< 3.2E+2	2.7E+0
⑥	中段プラグ西側側面	-※2	3E+6	< 1E+2	-※2	6.6E+0
⑦	南側ウェル壁	2.7E+3	3.9E+4	< 1.0E+1	9.2E+2	1.3E+0

● : スミア採取ポイント
 ● : アクセス可
 ● : アクセス不可 (上段と中段が近接または密着しているため)



スミア採取箇所 (中段プラグ平面)

※1 : Znシンチレーションカメラによる定量結果
 ※2 : Ge半導体スペクトロメータでは、線量が高すぎて過小評価 (フェッドバック) となることから、別のスペクトル測定器 (CZT) で計測。標準線源を所持している核種のみ定量した。

■ 調査目的

1号機原子炉建屋の屋根（以下崩落屋根）はオペフロ床上に崩落しており、南側の屋根は使用済燃料プール上にある天クレ上に落下している。
今回の調査では天クレの状況を確認し、今後の作業計画立案への情報取得を目的とする。

■ 調査内容

天クレ状況調査（写真撮影）

■ 調査方法

崩落屋根の開口に上空から調査機器(ロングアームカメラ)のアームを挿入し撮影する。

■ 調査範囲

原子炉建屋南側

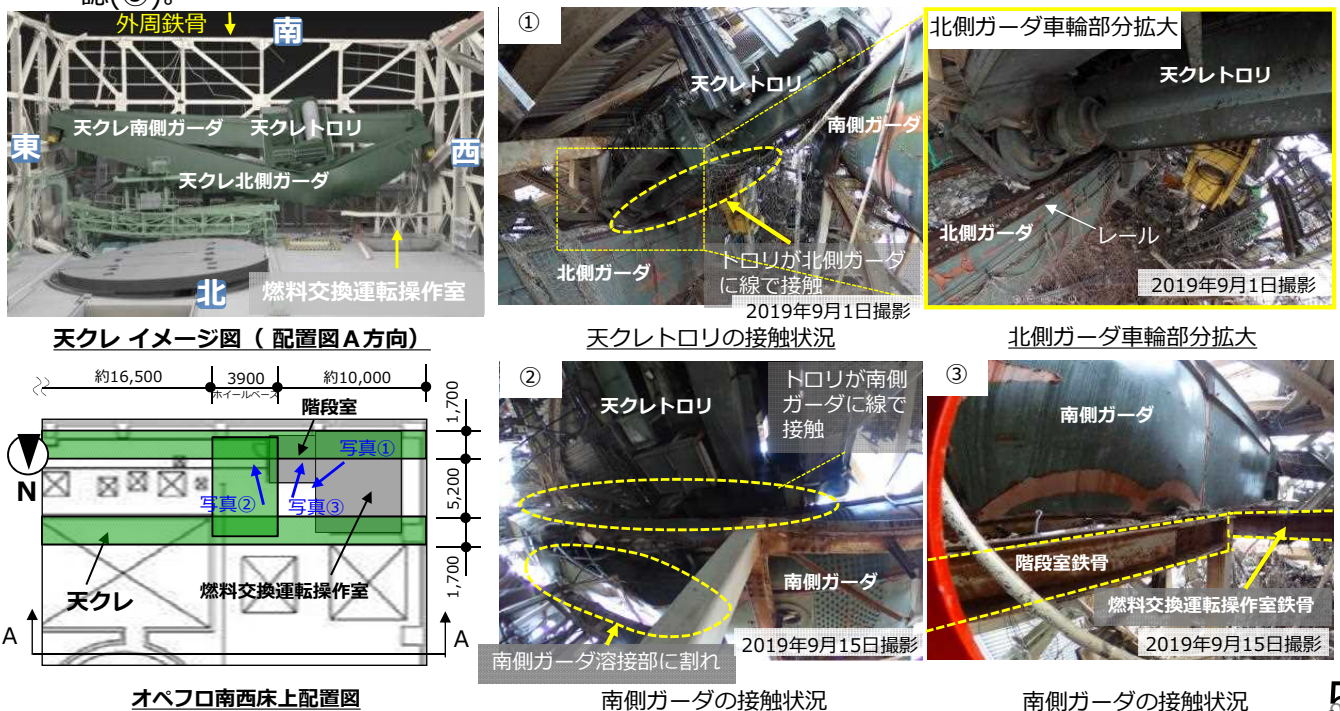
■ 調査実施日

2019年8月1日,27日
9月1日,15日



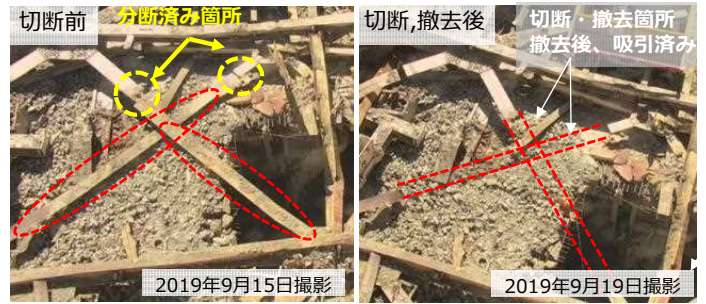
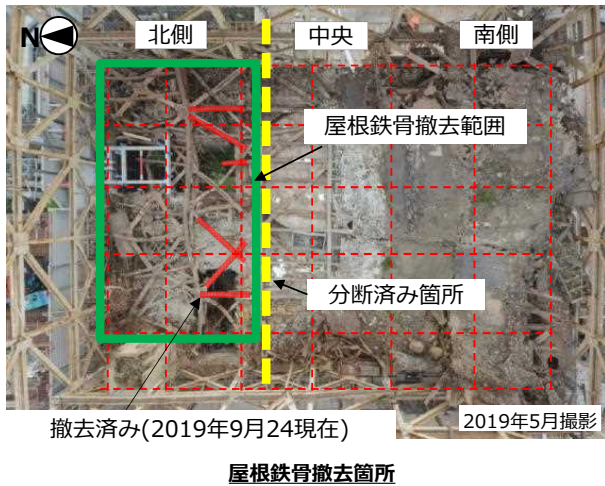
4-2. オペフロ調査結果

- 天クレトオリは天クレ南北両ガーダ上に線状で接している状況を確認(①②)。
- 天クレトオリ北側端部が北側ガーダの上面中央部にあることを確認(①)。
- 天クレ南側ガーダの一部の溶接部が割れていることを確認(②)。
- 天クレ南側ガーダの西部は階段室及び燃料交換運転操作室鉄骨で複数箇所支持されていることを確認(③)。



5.北側屋根鉄骨の撤去開始について

- 北側屋根鉄骨は南側ガレキに影響ないよう、ワイヤーソーで分断し中央・南側の屋根鉄骨から切り離し済み。
(2019年2月6日～2月22日)
- 2019年9月17日より北側屋根鉄骨を大型カッターにて切断、撤去を開始。



2019年9月19日切断状況(左:切断前 右:切断、撤去後)

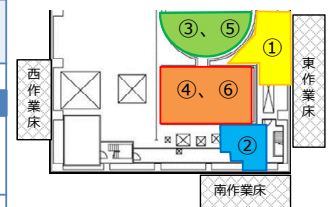


2019年9月22日切断状況(左:切断前 右:切断、撤去後)

6.今後のスケジュール

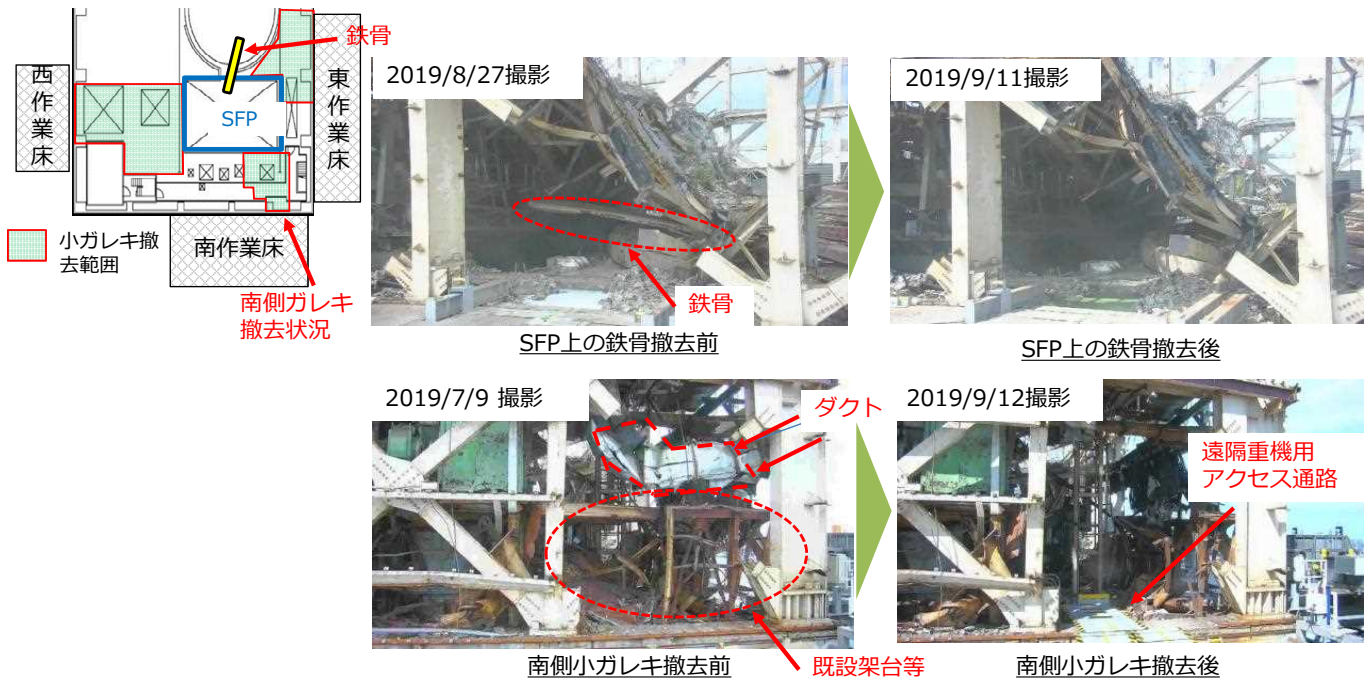
- SFP干渉物調査(調査2)を9月27日に実施する予定。
- 引き続き、崩落屋根の北側・中央一部ガレキ撤去を進めるとともに、SFP養生に向けて、SFP周辺南側小ガレキ撤去を実施する予定。

		2019年						2020年				
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ガレキ撤去	崩落屋根	北側・中央一部ガレキ撤去										
	崩落屋根下	オペフロ調査 → 天井クレーン撤去の作業計画立案等										
調査等	ガレキ撤去	SFP周辺東側小ガレキ撤去①		SFP周辺南側小ガレキ撤去②								
	調査等		ウェルプラグ上H鋼撤去⑤		ウェルプラグ調査③		SFP内干渉物調査④(透明度調査)		SFP内干渉物調査④		SFP養生⑥	



■ 計画
■ 実績

- SFP保護等の作業に支障となる南エリアのSFP周辺床面上小ガレキについて、各エリアの作業床に設置した遠隔重機等による撤去作業を実施中。
- SFP養生を実施する上で干渉する、SFP上の鉄骨を2019年8月28日に撤去完了。
- 現在、SFP周辺南側エリアに遠隔重機のアクセス通路を構築中。

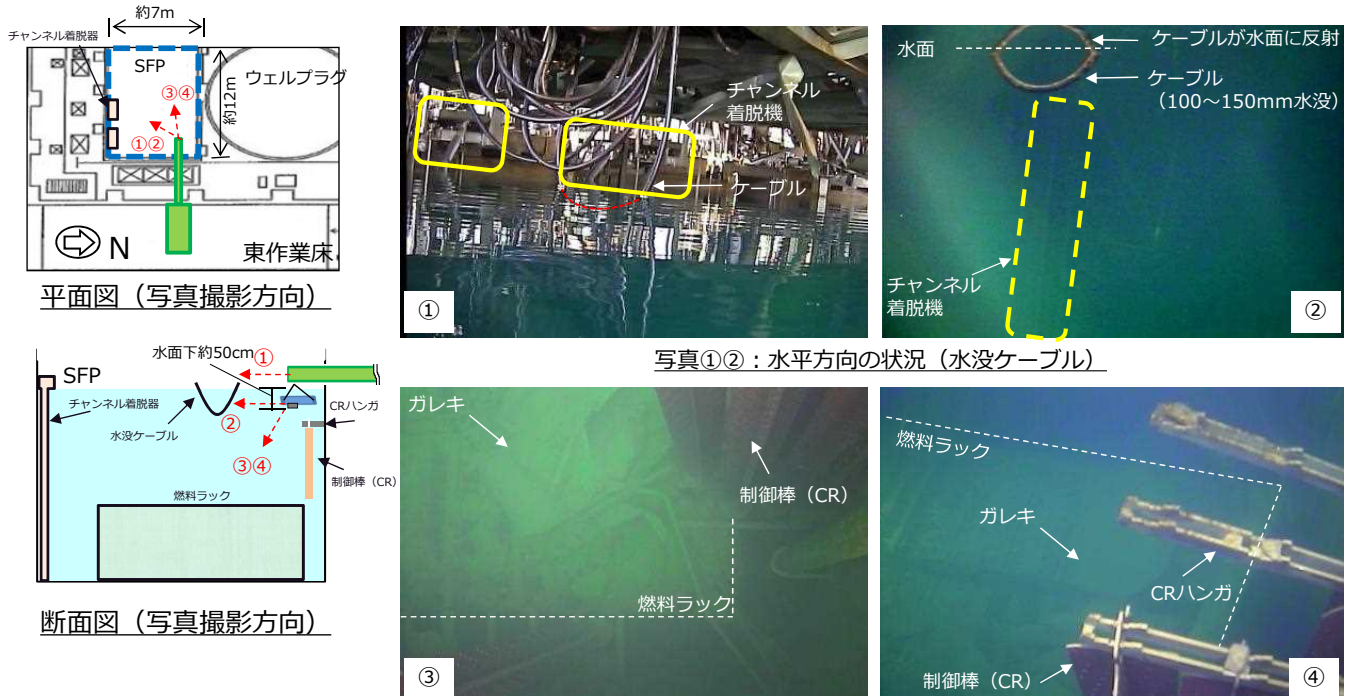


【参考】SFP内干渉物調査（調査1）結果

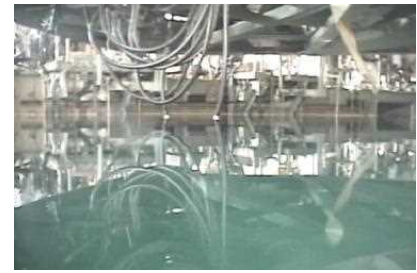
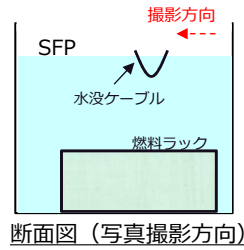
2019/8/29 廃炉汚染水チーム会合資料
「1号機SFP内干渉物調査及びウェルプラグ調査について」より抜粋

- 水平方向：カメラから4m程度に水没ケーブル、7m程度にチャンネル着脱器※を確認。
- 斜め下方向：水面より7m程度下の燃料ラック上面にガレキが堆積している状態を確認。
- 照明設備等の環境を整えることで、7m程度の視界があることを確認。

※SFP内で燃料にチャンネルボックス（燃料集合体に取り付ける金属製の筒）の取付・取外等を行う装置。



- 9月4日、20日にSFP干渉物調査を実施したところ、飛散防止剤や降雨の影響によりプール水の白濁を確認したため、調査を継続し、9月27日に調査を実施予定。



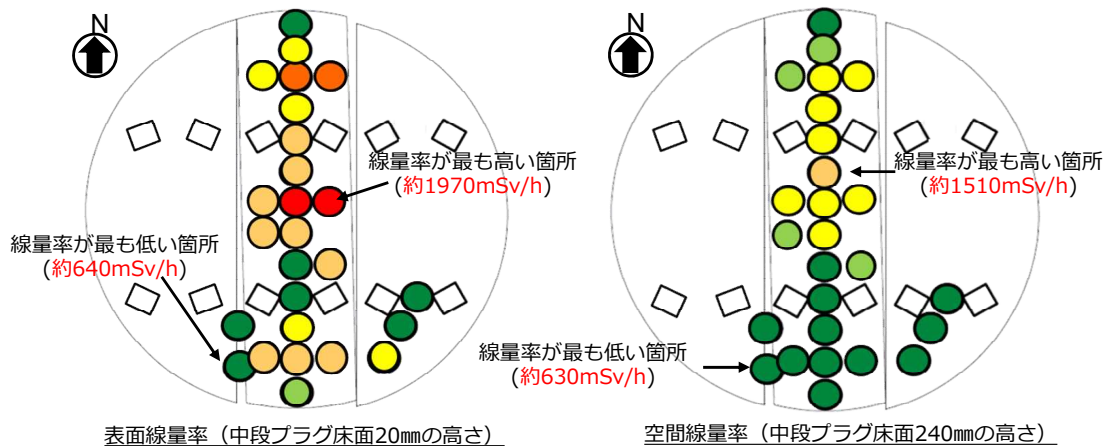
水面上の状況 (調査1)
(撮影日2019年8月2日、水面上)

水面上の状況 (調査2)
(撮影日2019年9月4日、水面上)

水面上の状況 (調査2)
(撮影日2019年9月20日、水面上)

【参考】上段プラグ～中段プラグ間の線量率測定結果

- 調査用ロボットを中段プラグ上面を走行させてアクセス可能な範囲で線量率測定を実施した。
- 表面線量率は、最大で1,970mSv/hであり、前回の測定値（最大2,230 mSv/h、2017年2月）と比べて低下している。低減率は、Cs-134による自然減衰と概ね整合する。
- 空間線量率は、中段プラグ中央付近が高く、外周部に向かうにつれて低くなる傾向あり。一方、表面線量率はバラつきが大きい。その原因としては、上段プラグの隙間からガレキが落下したことや雨水侵入によるプラグ下部への流出が寄与したものと推定している。



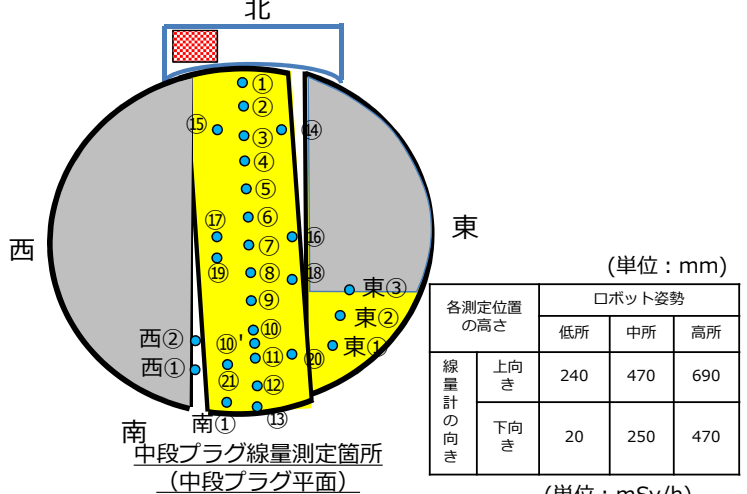
測定日
2019年7月25日、8月21日

【参考】 ウェルプラグ調査線量率測定結果（上段プラグ～中段プラグ間） **TEPCO**

最大線量 >1500mSv/h >1000mSv/h (単位：mSv/h)

●：線量率測定ポイント
 ■：アクセス可
 □：アクセス不可（上段と中段が近接または密着しているため）

測定箇所	低所		中所		高所	
	下向き	上向き	下向き	上向き	下向き	上向き
①	850	700	-	-	-	-
②	1390	1010	-	-	-	-
③	1640	1250	-	-	-	-
④	1290	1330	-	-	-	-
⑤	1560	1380	1530	1260	-	-
⑥	1560	1510	1550	1270	-	-
⑦	1720	1240	1560	1360	-	-
⑧	1570	1200	1260	1120	-	-
⑨	760	730	920	700	-	-
⑩	840	820	800	800	-	-
⑩'	1080	860	1000	760	-	-
⑪	1250	920	1010	790	940	820
⑫	1400	900	880	930	800	700
⑬	1090	700	840	690	600	460
⑭	1630	1210	-	-	-	-
⑮	1370	1000	-	-	-	-
⑯	1970	1330	1390	1170	-	-
⑰	1550	1200	1280	1040	-	-
⑱	1520	1140	1220	1020	-	-
⑳	1350	860	870	860	840	700
㉑	1540	940	980	730	720	620



(単位：mSv/h)

測定箇所	低所			中所			高所		
	下面	上面	壁面	下面	上面	壁面	下面	上面	壁面
西①	640	630	-	-	-	-	-	-	-
西②	690	660	-	-	-	-	-	-	-
東①	1350	930	-	900	950	-	-	-	-
東②	850	830	-	920	780	-	-	-	-
東③	960	770	-	730	690	-	-	-	-
南①	1240	920	920	850	710	700	650	690	660

16

【参考】 中段プラグ～下段プラグ間の線量率測定結果。

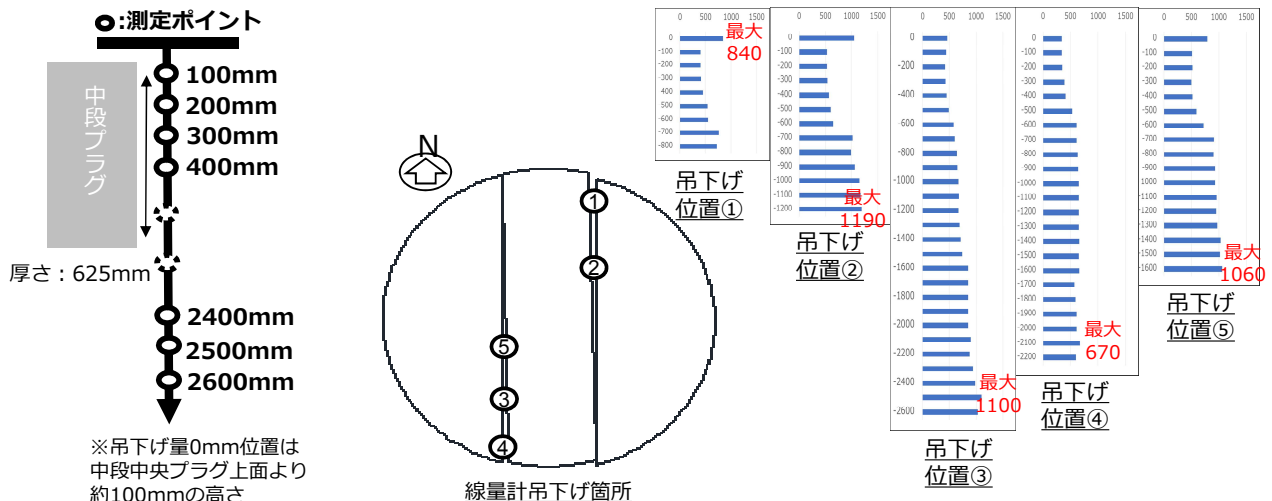
TEPCO

今回の調査では、調査用ロボットが中段プラグ上面を走行し、吊り下げ可能な範囲で線量率測定を実施した。

各測定点とも、線量計の位置が中段プラグ（厚さ625mm）より下方に下がったところから線量率が上昇した。

測定点①②③⑤は、下段プラグ付近まで吊り下げたことで下段プラグからの影響を受けて線量率が上昇した。

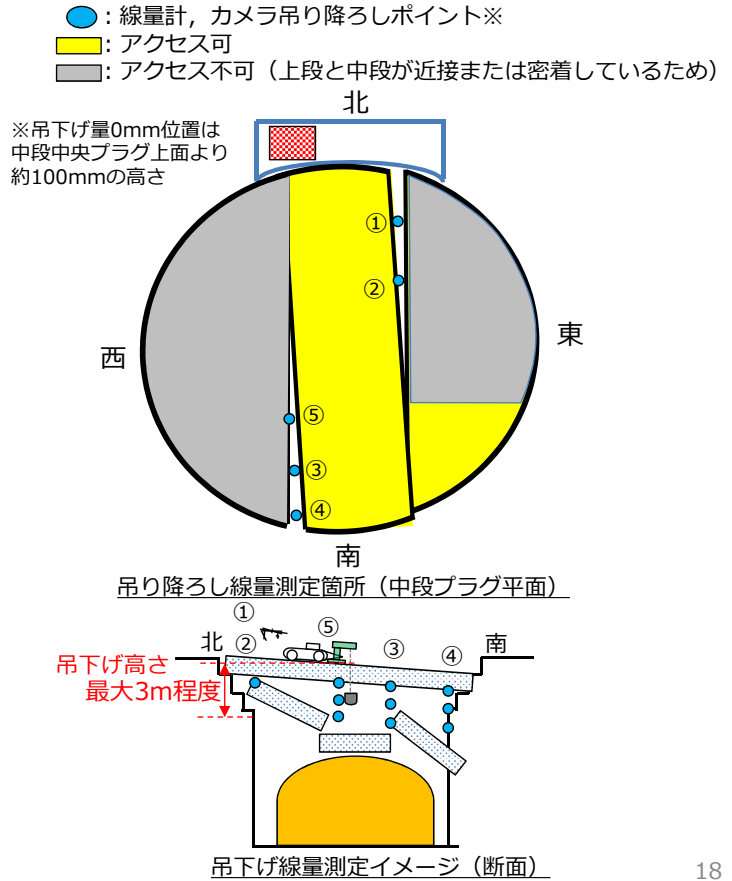
ウェル壁に近い測定点④は、吊り下ろし高さを変えても中段プラグより下方の線量率に大きな変化がないことから、ウェル壁面からの線量影響を受けている可能性が高い。



【参考】 ウェルプラグ調査線量率測定結果（中段プラグ～下段プラグ間） **TEPCO**

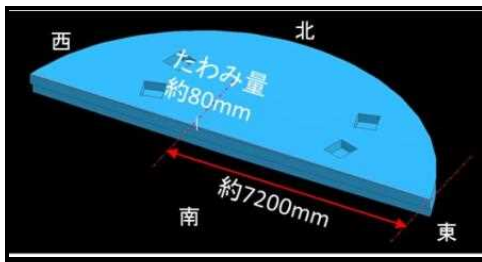
> 1000mSv/h (単位: mSv/h)

プラグ下距離 (mm)	調査箇所				
	①	②	③	④	⑤
0※	840	1050	460	340	790
100	400	530	440	340	510
200	400	530	420	350	520
300	410	540	430	390	500
400	450	570	450	410	520
500	540	600	490	530	590
600	550	650	580	610	720
700	760	1020	600	610	910
800	720	990	640	630	900
900	-	1060	650	640	930
1000	-	1150	670	650	930
1100	-	1170	680	650	960
1200	-	1190	670	650	950
1300	-	-	690	650	970
1400	-	-	710	660	1030
1500	-	-	740	650	1020
1600	-	-	850	660	1060
1700	-	-	850	570	-
1800	-	-	850	590	-
1900	-	-	850	610	-
2000	-	-	850	610	-
2100	-	-	900	670	-
2200	-	-	880	600	-
2300	-	-	940	-	-
2400	-	-	980	-	-
2500	-	-	1100	-	-
2600	-	-	1030	-	-

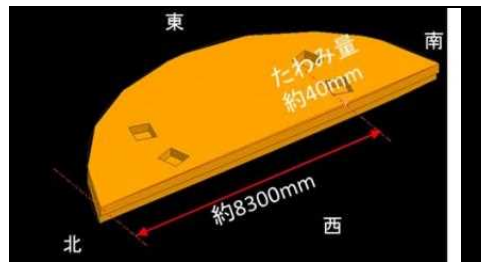


【参考】 ウェルプラグ調査各プラグのたわみ量 **TEPCO**

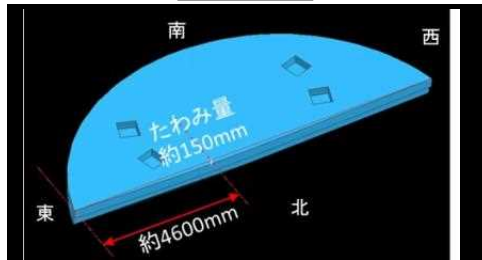
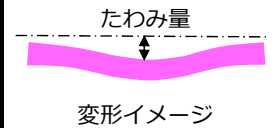
■ 3D計測による各プラグのたわみ量



上段北プラグ



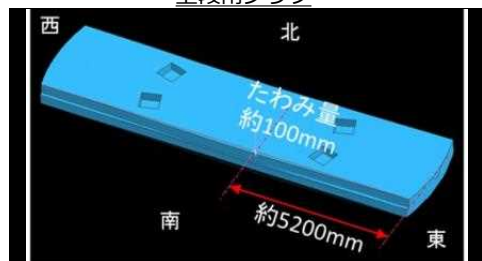
中段東プラグ



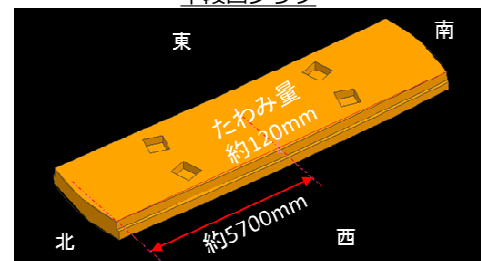
上段南プラグ



中段西プラグ



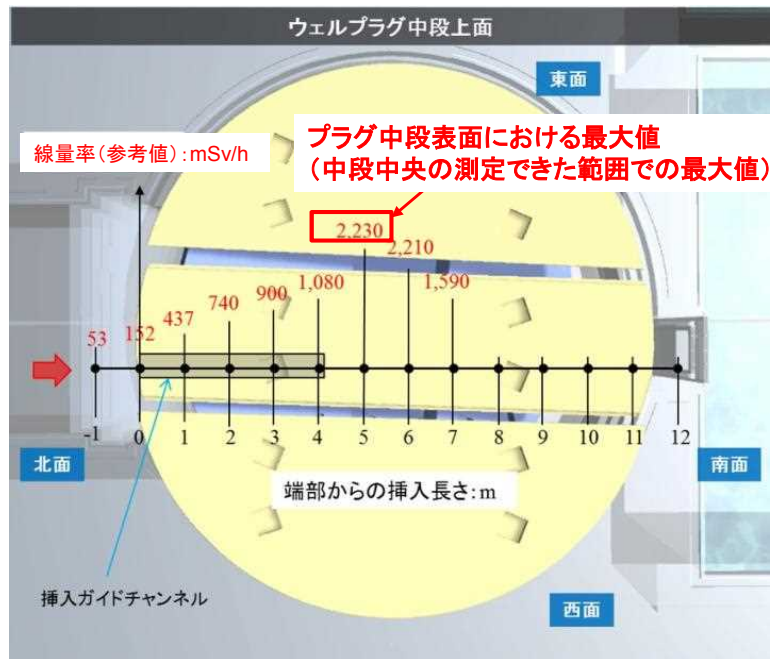
上段中央プラグ



中段中央プラグ

【参考】プラグ表面線量率の測定値

- ウェルプラグ北側開口部より内部へカメラを挿入し、内部状況の調査を実施。
- 線量測定結果は、ウェルプラグの中央部に近づくほど線量率が高くなる傾向。
- なお、線量計を調査装置に取り付けた状態での照射試験を未実施のため、得られた線量率は参考値。



資料 1 - 1 汚染水対策に関わる対応状況について

資料 1 - 1 - 3

雨水流入・豪雨・津波リスクへの対応状況

2019年9月30日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

TEPCO

(3) 津波リスクへの対応について

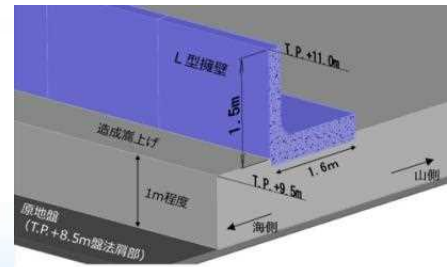
<防潮堤設置の目的>

切迫性が高いとされている千島海溝津波に対して、自主保安の位置付けで

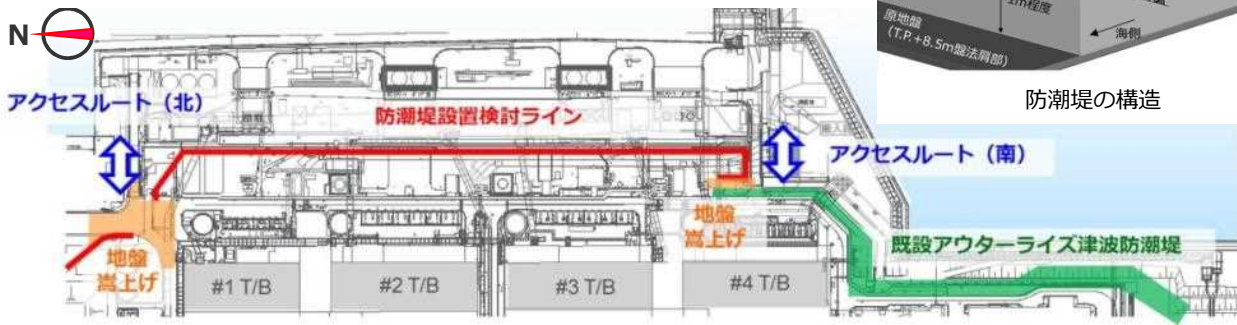
- ① T.P.+8.5m盤の浸水を抑制し、**建屋流入に伴う滞留水の流出と増加を防ぐ。**
- ② T.P.+8.5m盤に設置された建屋等の重要設備の津波被害を軽減することにより、**発電所全体の廃炉作業が遅延するリスクを緩和する。**

<防潮堤概要>

- ・千島海溝津波による防潮堤位置の最高水位をT.P.+10.3mと想定。防潮堤の高さT.P.+11m、全長約600m
- ・2020年度上期完成予定。



防潮堤の構造



	2018年度	2019年度	2020年度
防潮堤設置工程	設計・技術検討	現在	
		防潮堤工事実施	
		関連移設・撤去工事	

3-1-2. 現在の作業状況

- 2019年7月29日 防潮堤設置工事着工
- 2019年9月23日より、L型擁壁の据付作業を開始

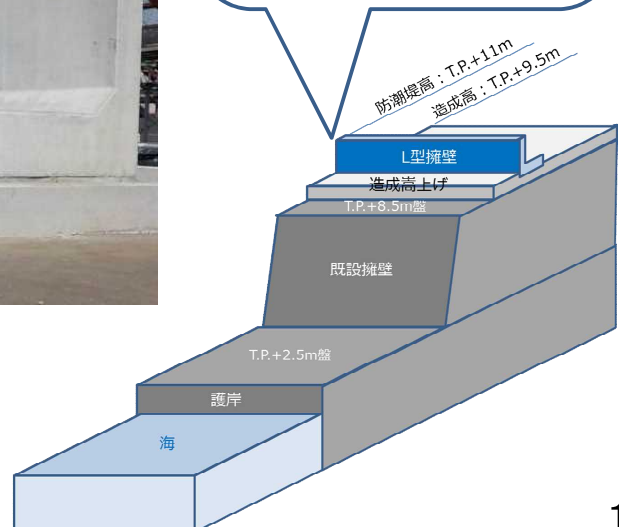


現地据付状況 (9月25日撮影)

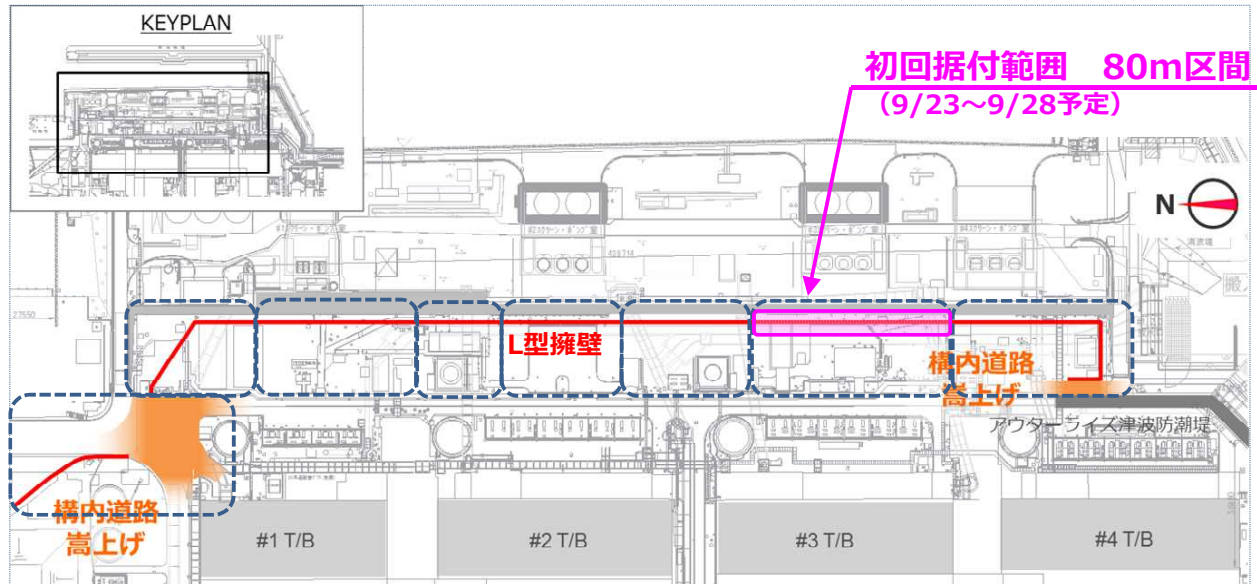
据付後、基礎コンクリート仕上げを行い、周辺の造成高上げとフェーシングを施工する



L型擁壁
高さ1.7m×幅1.6m、延長2.0m
重量約4t、鉄筋コンクリート製
福島県内工場にて製作し現地搬入



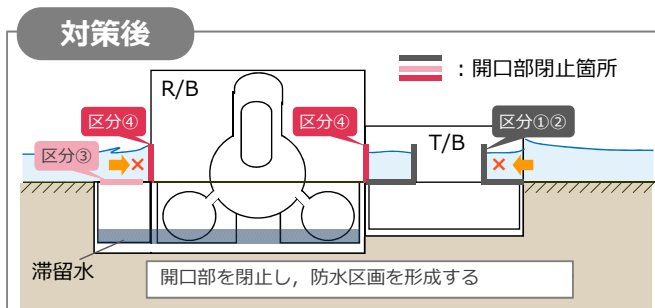
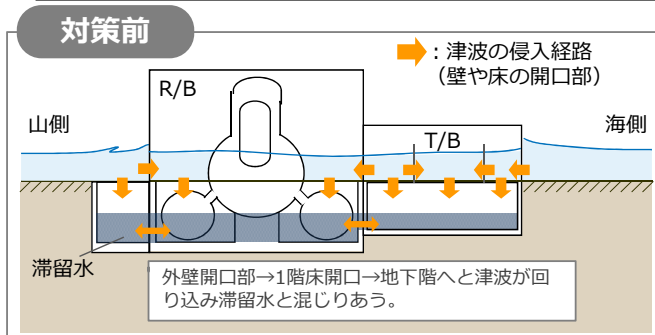
- 全延長約600mを8つのエリアに区分して施工。
他の廃炉作業と工程調整しつつ、順次、他エリアに展開。
- 2020年度上期の全線完成に向けて、鋭意作業を進めてまいります。



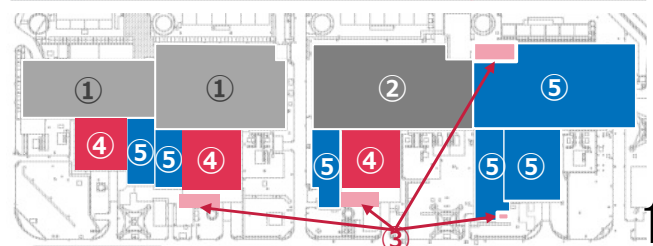
4

3-2. 各建屋の開口部の閉止

- 3.11級津波を対象として、引き波による建屋滞留水の流出防止を図ると共に、津波流入を可能な限り防止し建屋滞留水の増加を抑制する観点から、開口部の閉止対策を実施中。
- 1~3号機原子炉建屋は、2021年以降も滞留水が残ることから、2020年中に滞留水処理が完了予定の他の建屋より対策を優先的に実施する。
- 現在、区分③2,3号機原子炉建屋の外部床および区分④1~3号機原子炉建屋扉の開口部の閉止対策を実施中。



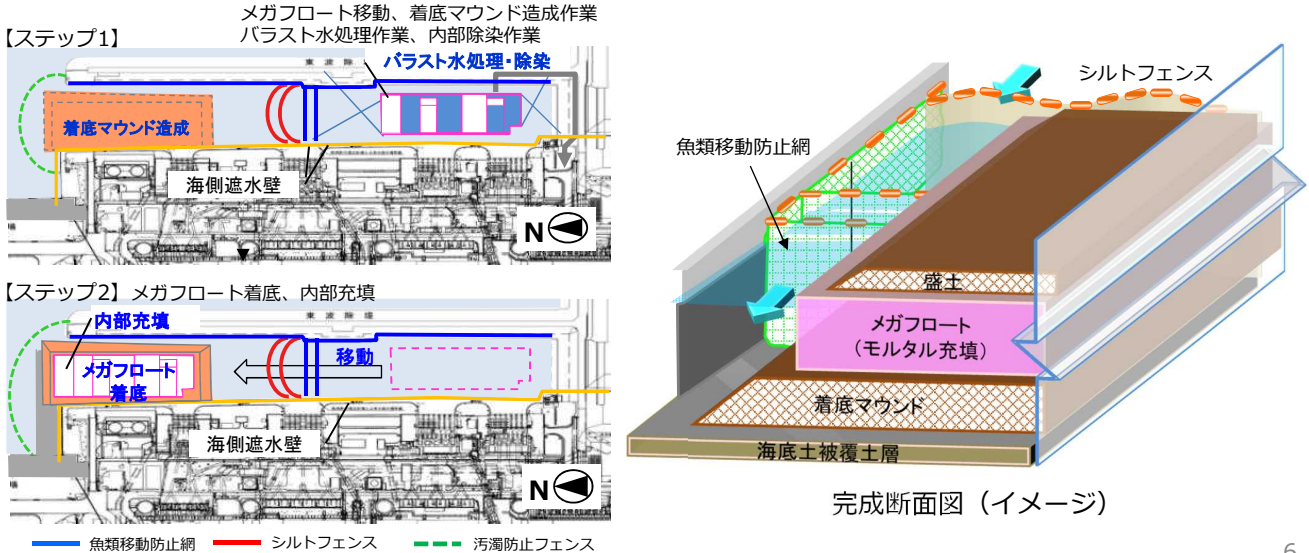
区分	建屋	完了/計画数	2018	2019	2020	2021
①	1・2T/B, HTI, PMB, 共用プール	40/40	完了	現在		滞留水処理完了
②	3T/B	27/27	完了			
③	2・3R/B (外部床等)	7/20				
④	1~3R/B (扉)	1/14				完了 2020年末
⑤	1~4Rw/B, 4R/B, 4T/B	0/21				2021年度末 完了



3-3-1.メガフロート工事の進捗状況について（概況）

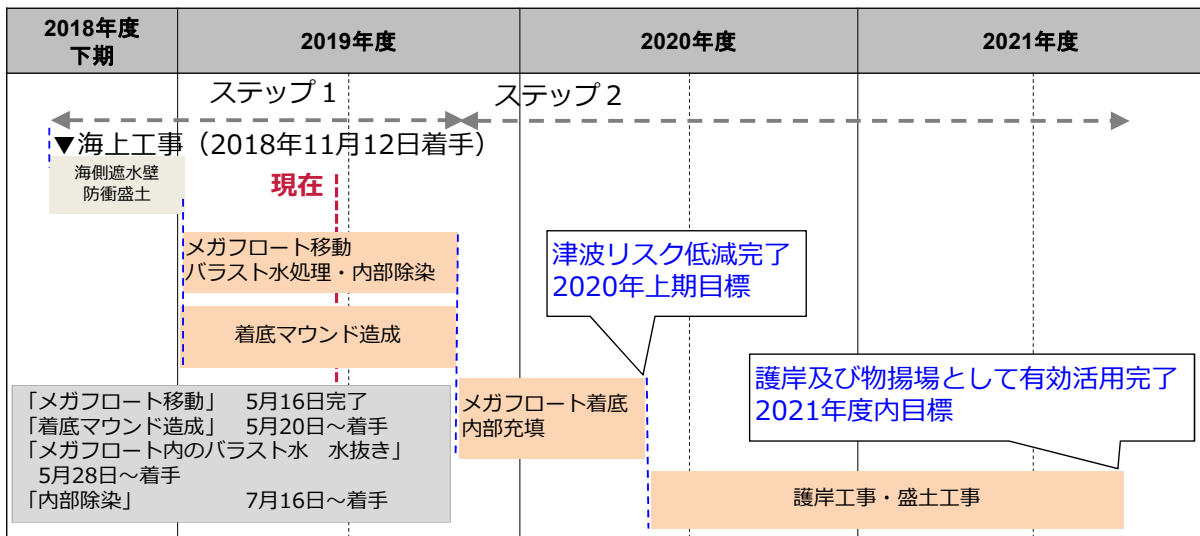
- 震災により発生した5・6号機建屋の滞留水を一時貯留するため活用したメガフロートは、バラスト水として、ろ過水を貯留し港湾内に係留していた。港湾内に係留する状況が継続した場合、メガフロートが津波漂流物となり周辺設備を損傷させるリスクがあることから、リスクを早期に低減させ、かつ他作業との干渉を考慮し、護岸および物揚場として有効活用していく。
- 1～4号機取水路開渠内では、メガフロートを移動する際に海側遮水壁を保護するための防衛盛土設置工事を2018年11月12日から着手し、メガフロート着底工事に向けたステップ1として「メガフロート移動」を2019年5月16日に完了した。
- 現在は、「着底マウンド造成作業」を5月20日から着手「バラスト水処理作業」を5月28日から着手「内部除染作業」を7月16日から順次着手している。
- メガフロートを移設・着底（メガフロートが着底マウンドに着底し、内部にモルタル充填完了）し、津波リスクが低減される（ステップ2）のは、2020年度上期頃を計画である。なお、護岸および物揚場として有効活用される時期は、2021年度内が目標である。

【メガフロート着底に向けた施工ステップ】



3-3-2. 工事工程

- 2020年度上期を目途に津波リスク低減完了を目標として対策工事を実施していく。



➤ バラスト水処理・着底マウンド造成進捗状況

	バラスト水処理	着底マウンド造成量
計画	約9,000m ³	約36,000m ³
完了	約3,410m ³ (37%完了)	約15,000m ³ (42%完了)

<2019.9.20時点>

➤ 内部除染進捗状況

□ : バラスト水貯留区画



3-3-3.メガフロート工事の進捗状況について（工事状況写真）

- 至近のメガフロート工事期間中においても、港湾内の環境モニタリングを継続しており、これまでに有意な変動は見られていない。



1号機X-2ペネトレーションからの原子炉格納容器内部調査 (1号機PCV内部調査にかかるアクセスルート構築作業について)

2019年9月30日

IRID **TEPCO**

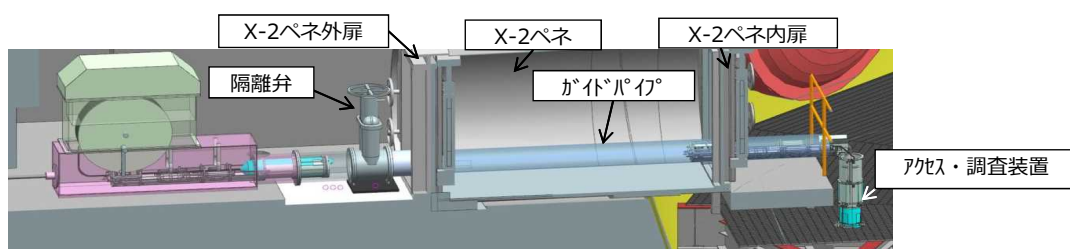
東京電力ホールディングス株式会社

概要

IRID
TEPCO

・廃炉・汚染水対策チーム会合／事務局会議(第70回)資料

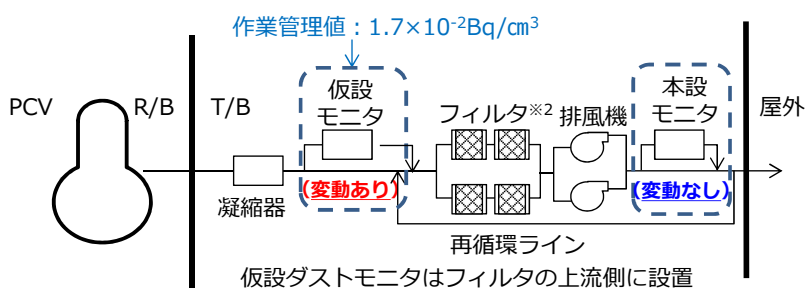
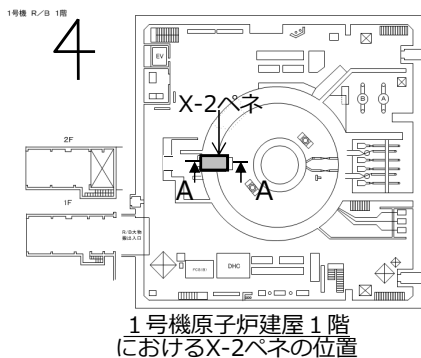
- 1号機PCV内部調査のアクセスルートをX-2ペネトレーション（以下、ペネ）から構築中。
- 6/4にX-2ペネ内扉について、アプレシブウォータージェット（以下、AWJ）にて孔（直径約0.21m）の一部の切削作業（切削時間：約6分）を行い、データの傾向監視を実施していたところ、PCVガス管理設備フィルタの上流側に設置した仮設ダストモニタの値が上昇。作業管理値（ $1.7 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ ）※1に達したことを確認（数時間で作業前の濃度レベルに低下）。
- 7/31～8/2にかけてデータ拡充作業を実施。仮設ダストモニタにおける最大ダスト濃度は、噴射するPCV内構造物との距離が離れるにつれて、低下する傾向等の情報を取得。
- いずれの作業もPCVガス管理設備の本設ダストモニタ（フィルタの下流側に設置）および、敷地境界付近のダストモニタ等には有意な変動はなく、環境への影響はないことを確認。
- これまで取得したデータの評価結果を基に、切削時間の適正化を行い、今後の作業計画を検討中。また、PCV近傍でのダスト濃度監視をより充実させることも合わせて検討中。



アクセスルート構築後の内部調査時のイメージ図 (A-A矢視)

1. X-2ペネからのアクセスルート構築作業状況

- 1号機PCV内部調査のアクセスルートをX-2ペネトレーション（以下、ペネ）から構築中。
- 6/4にX-2ペネ内扉について、アブレシブウォータージェット（以下、AWJ）にて孔（直径約0.21m）の一部の切削作業（切削時間：約6分）を行い、データの傾向監視を実施していたところ、PCVガス管理設備フィルタの上流側に設置した仮設ダストモニタの値が上昇。作業管理値（ $1.7 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ ）※1に達したことを確認（数時間で作業前の濃度レベルに低下）。
- 7/31～8/2にかけてデータ拡充作業を実施。仮設ダストモニタにおける最大ダスト濃度は、噴射するPCV内構造物との距離が離れるにつれて、低下する傾向等の情報を取得。
- いずれの作業もPCVガス管理設備の本設ダストモニタ（フィルタの下流側に設置）および、敷地境界付近のダストモニタ等には有意な変動はなく、環境への影響はないことを確認。
- これまで取得したデータの評価結果を基に、切削時間の適正化を行い、今後の作業計画を検討中。また、PCV近傍でのダスト濃度監視をより充実させることも合わせて検討中。

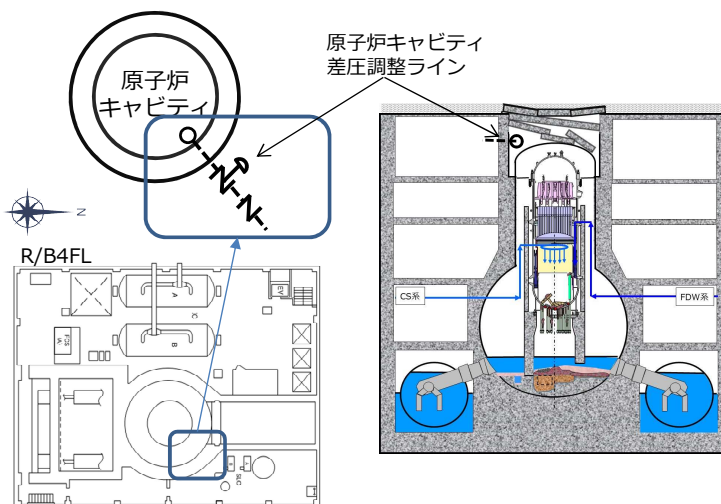


- ※1 仮設モニタの作業管理値は、フィルタの除去能力を考慮し、本設モニタの警報が発生するダスト濃度の1桁以上低い値に設定
- ※2 フィルタは1ユニットでダストを1/1000以下に除去する能力を有している。

2

2. PCV近傍でのダスト濃度監視の検討状況について

- PCVダスト濃度での監視充実としては、R/B4階に設置されている原子炉キャビティ差圧調整ラインの配管を切断し、配管内にホースを敷設し、PCVヘッドフランジ近傍のダスト濃度を測定することを検討中。
- 10月初旬より当該ラインの閉塞等を調査し、設置可否を確認した後、ダストモニタの設置を行う予定。
- 上記検討と並行して、他のPCVダスト濃度の監視充実策についても検討中。



原子炉キャビティ差圧調整ラインの概略位置



原子炉キャビティ差圧調整ライン状況

3. スケジュール案

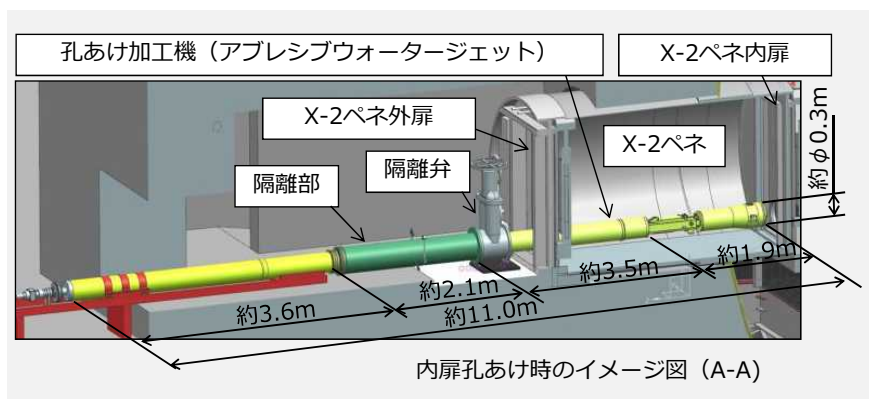
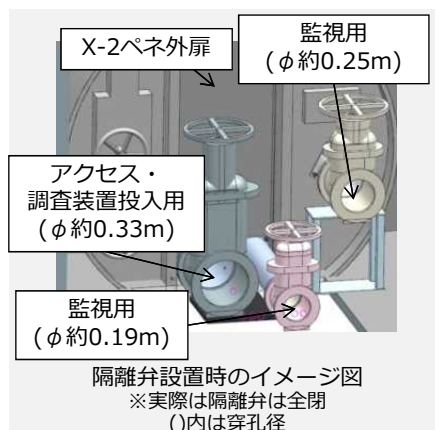
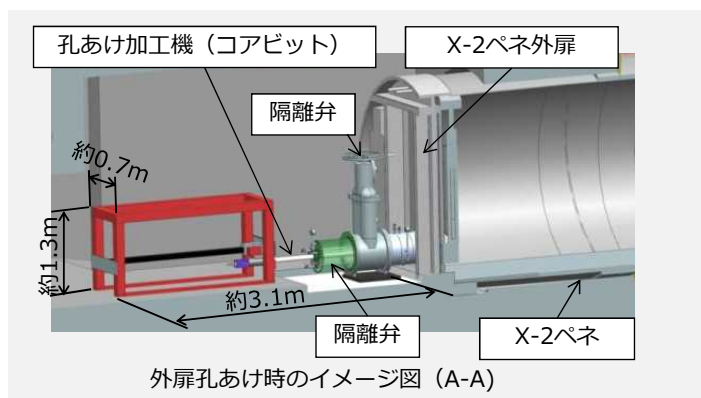
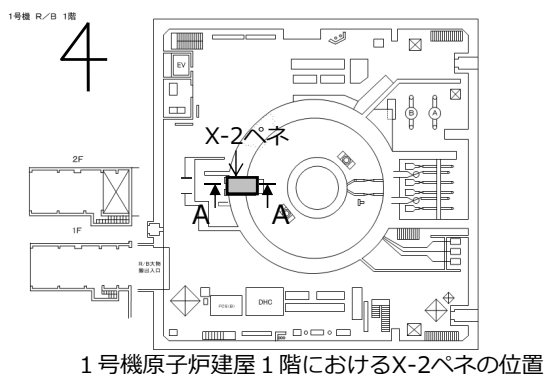
- これまで取得したデータの評価結果を基に、切削時間の適正化を行い、今後の作業計画を検討中。早ければAWJ作業を11月上旬より再開予定。また、PCV近傍でのダスト濃度監視をより充実させることも合わせて検討中。
- 今年度中の実施を目標としていた1号機炉注停止試験については、必要な期間が確保可能な10月に実施する予定。
- 1号機炉注停止試験の実施に伴い、9月末より実施を予定していた2号機CSTインサービスに向けた2号機CST循環運転の実施は、11月以降へと変更する予定。

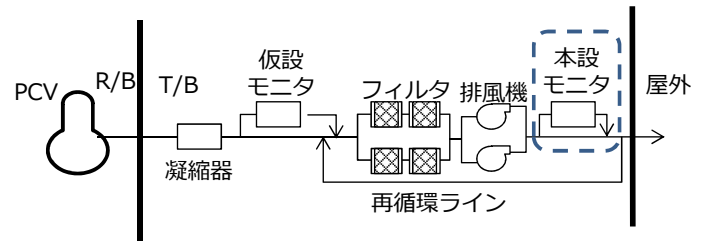
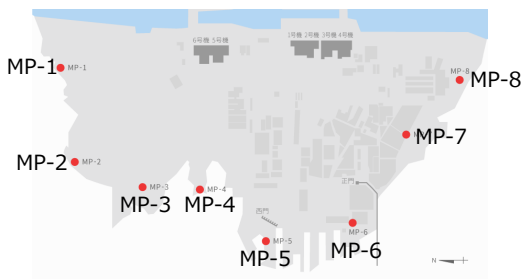
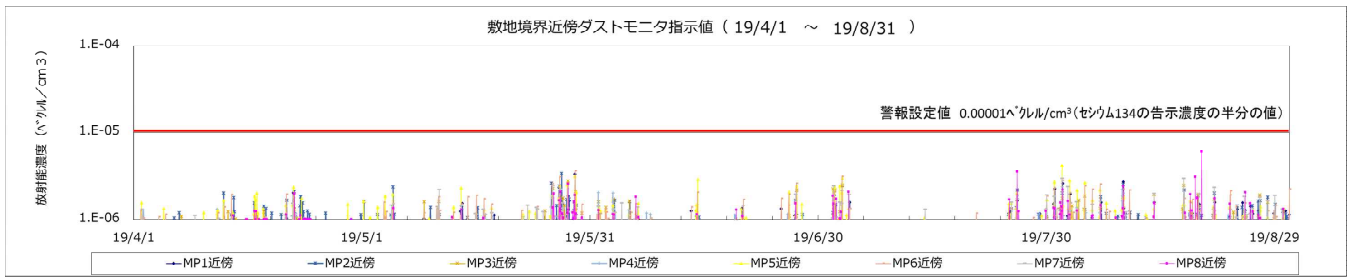
作業項目	2019年度						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月～
準備作業			データ評価・作業計画検討				
					PCV近傍のダストモニタ設置		
PCV減圧操作	圧力復帰操作 ▼	減圧操作 ▼	圧力復帰 ▼			減圧操作 ▼	圧力復帰操作 ▼
アクセスルート構築	孔あけおよび 干渉物切断	ペネ内堆積物除去 ■ 内扉孔あけ	データ拡充			X-2内扉孔あけ及びPCV内干渉物切断	
PCV内部調査 (準備含む)							
関連作業					1号機炉注停止試験		2号機CST循環運転 (調整中)

(注) 各作業の実施時期については計画であり、現場作業の進捗状況によって時期は変更の可能性あり

4

(参考) アクセスルート構築に使用する機器





ガス管理設備ダストモニタ位置

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設
の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の
改正案

2019年10月8日
原子力規制庁
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

※本案はあくまで検討段階のものであり、
今後内容の変更がありうる。

○原子力規制委員会規則第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行及び原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第 号）の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の二十一、第四十三条の三の二十二、第四十三条の三の二十六及び第六十二条の三の規定に基づき、及び同法を実施するため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則

(改正の対象となる規則の一部改正)

第一条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二号)の一部を、別表により改正する。

第二条 前条の表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応する

ものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五条）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下この条において「旧規則」という。）第三条第一項の規定により作成された記録の保存については、この規則による改正後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下この条において「新規則」という。）

）第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（以下「令」という。））に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。）において発電用原子炉設置者が行う保安活動（原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和元年原子力規制委員会規則第 号。以下この項において「品質管理基準規則」という。））第二条第二項第四号に規定する保安活動をいう。）については、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムを導入するための同法第六十四条の三第二項による実施計画の変更の認可の申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新規則第三条第一項第十号及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に旧規則第十四条第三号の規定により選任されている運転責任者は、新規則第十四条第三号の規定により選任された運転管理責任者とみなす。

4 この規則の施行の日の前日までに旧規則第三十四条第一項の規定に基づいてされた申請に係る施設定期

検査の実施については、なお従前の例による。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（適用）</p> <p>第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の二十一、第四十三条の三の二十二、第四十三条の三の二十六及び第六十二条の三の規定による東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（以下「令」という。）に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。）に関する事項については、法第六十四条の三第一項の認可があった場合には、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号。以下「実用炉規則」という。）の規定にかかわらず、この規則の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和元年原子力規制委員会規則第 号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。</p> <p>九 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをい</p>	<p>（適用）</p> <p>第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の二十一、第四十三条の三の二十二及び第六十二条の三の規定による東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（以下「令」という。）に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。）に関する事項については、法第六十四条の三第一項の認可があった場合には、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号。以下「実用炉規則」という。）の規定（第七十条から第七十二条、第七十四条及び第八十八条を除く。）にかかわらず、この規則の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>

う。

十 「廃止措置対象施設」とは、発電用原子炉施設のうち、令において読み替えて適用する法第四十三条の三の三十四第二項に基づき、廃止措置の対象として実施計画に定め、法第六十四条の三第一項又は第二項の認可を受けた施設をいう。

十一 「設計上考慮する事象」とは、次に掲げる事象であつて、発電用原子炉施設のうち実施計画（法第六十四条の二第二項に規定するものをいう。）に定められたものの設計において発生を考慮しているものをいう。

イ 自然現象

ロ 発電用原子炉施設を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）

ハ 発電用原子炉施設内における火災その他の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

（記録）

第三条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 発電用原子炉施設の施設管理 (第十二条に規		

「号を加える。」

「号を加える。」

（記録）

第三条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 発電用原子炉施設の保守管理 記録		

定するものをい
う。以下この表
において同じ。
に係る記録

「削る。」

「削る。」

「削る。」

「削る。」

「削る。」

「削る。」

「削る。」

「削る。」

「削る。」

<p>イ 法第四十三 条の三の十一 第一項の規定 による検査の 結果</p>	<p>検査の都度</p>	<p>同一事項に関する次 の検査の時までの期 間</p>
<p>ロ 法第四十三 条の三の十五 の規定による 検査の結果</p>	<p>検査の都度</p>	<p>同一事項に関する次 の検査の時までの期 間</p>
<p>ハ 第十一条の 規定による巡 視又は点検の 状況（法第四 十三条の三の 三十四第二項 の認可を受け た場合の廃止 措置計画に係 る廃止措置の 対象となる発 電用原子炉施 設（以下「廃 止措置対象施 設」という。</p>	<p>やむを得ない場合 を除き、毎日一回 。ただし、法第四 十三条の三の三十 四第二項の認可を 受け、全ての核燃 料物質を廃止措置 対象施設から搬出 した場合における 当該廃止措置対象 施設に係る巡視に あつては毎週一回 とする。</p>	<p>巡視又は点検を実施 した施設又は設備を 廃棄した後五年が経 過するまでの期間</p>

ハ 第十二条第 八号の規定に よる検査の結 果	ロ 第十二条第 五号の規定に よる施設管理 方針、施設管 理目標及び施 設管理実施計 画の評価の結 果及びその評 価の担当者 の氏名	イ 第十二条第 四号の規定に よる施設管理 の実施状況及 びその担当者 の氏名	施設管理の実施の 都度
検査の都度	「略」	施設管理を実施した 発電用原子炉施設 の解体又は廃棄した 後五年が経過するま での期間	施設管理を実施した 発電用原子炉施設 の解体又は廃棄した 後五年が経過するま での期間
検査を実施した発電 用原子炉施設の存続 する期間（燃料体 については当該燃料 体に係る使用済燃料 の貯蔵を委託する事 業	評価を実施した発電 用原子炉施設の施設 管理方針、施設管理 目標又は施設管理 実施計画の改定まで の期間	評価を実施した発電 用原子炉施設の施設 管理方針、施設管理 目標又は施設管理 実施計画の改定まで の期間	評価を実施した発電 用原子炉施設の施設 管理方針、施設管理 目標又は施設管理 実施計画の改定まで の期間
「加える。」	ホ 第十二条第 五号の規定に よる保守管理 に関する方針 、保守管理の 目標及び保守 管理の実施に 関する計画の 評価の結果及 びその評価の 担当者の氏名	ニ 第十二条第 四号の規定に よる保守管理 の実施状況及 びその担当者 の氏名	において、 巡視の状況 に限る。並 びにその担 当者の氏名
「加える。」	「同上」	保守管理の実施の 都度	保守管理の実施の 都度
「加える。」	保守管理の実施に 関する計画の 評価の結果及 びその評価の 担当者の氏名	保守管理を実施した 発電用原子炉施設 の解体又は廃棄した 後五年が経過するま での期間	保守管理を実施した 発電用原子炉施設 の解体又は廃棄した 後五年が経過するま での期間

<p>二〇 第十二条第九号の規定による検査の結果</p>	<p>二 運転記録（廃止措置対象施設に係るものを除く。）</p>	<p>「削る。」</p>
<p>検査の都度</p>	<p>「削る。」</p>	
<p>者に記録を引き渡すまでの期間） 検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間（燃料体については当該燃料体に係る使用済燃料の貯蔵を委託する事業者）に記録を引き渡すまでの期間）</p>	<p>「削る。」</p>	
<p>「加える。」</p>	<p>二 運転記録（法の第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）</p>	<p>二〇 発電用原子炉（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉（それぞれ令第一条に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る一号</p>
<p>「加える。」</p>	<p>連続して</p>	
<p>「加える。」</p>	<p>十年間</p>	

「削る。」 「	「削る。」 「	「削る。」 「
「削る。」 「	「削る。」 「	「削る。」 「
「削る。」 「	「削る。」 「	「削る。」 「
㉑ 再結合装置 (一号炉、二号炉、三号炉)	ハ 制御材 (一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。)の位置	ロ 原子炉本体 (一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。)の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量
運転中一時間ごと	運転中一時間ごと	運転中一時間ごと
一年間	一年間	十年間

検の結果	イ 後及び運 の発転開 施電用始 設の用停 点原止前	「削る。」	「削る。」	
	「略」	「削る。」	「削る。」	
	「略」	「削る。」	「削る。」	
検	ト 後及び運 の発転開 施電用始 設の用停 点原止前	ヘ 発電用原子 炉（一号炉、 二号炉、三号 炉及び四号炉 を除く。）内 における燃料 体の配置	ホ 発電用原子 炉（一号炉、 二号炉、三号 炉及び四号炉 を除く。）に 使用している 冷却材及び減 速材（流体の ものに限る。 ）の純度並び にこれらの毎 日の補給量	及び四号炉に 係るものを除 く。（内の温 度
	「同上」	配置又は配置替え の都度	毎日一回	
	「同上」	取出後十年間	一年間	

「削る。」	ロ 「略」	ハ 運 転 管 理 責 任 者 及 び 運 転 員 の 氏 名 並 び に こ れ ら の 者 の 交 代 の 日 時 及 び 交 代 時 の 引 継 事 項	ニ 原 子 炉 本 体 (四 号 炉、五 号 炉 及 び 六 号 炉 (そ れ ぞ れ 令 に 規 定 す る 東 京 電 力 株 式 会 社 福 島 第 一 原 子 力 発 電 所 原 子 炉 施 設 に 係 る 四 号 炉、
「削る。」		交 代 の 都 度	「略」
「削る。」	「略」		「略」
ケ 発 電 用 原 子 炉 (一 号 炉、二 号 炉、三 号 炉 及 び 四 号 炉 を 除 く。) の 運 転 開 始 、 運 転 切 替 え 、 緊 急 遮 断 及 び 運 転 停 止 の 日 時	リ 「同上」	ヌ 運 転 責 任 者 及 び 運 転 員 の 氏 名 並 び に こ れ ら の 者 の 交 代 の 日 時 及 び 交 代 時 の 引 継 事 項	ル 原 子 炉 本 体 (四 号 炉、五 号 炉 及 び 六 号 炉 (そ れ ぞ れ 令 第 一 条 に 規 定 す る 東 京 電 力 株 式 会 社 福 島 第 一 原 子 力 発 電 所 原 子 炉 施 設 に 係 る 五
その都度		運 転 開 始 及 び 交 代 の 都 度	「同上」
一年間		「同上」	「同上」

五号炉及び六号炉をいう。以下同じ。に係るものを除く。に注入する冷却材の流量	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	カ	ケ	ク	第十四条第五号口の運転上の制限に関する点検及び運転上の制限があつた場合に
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	その都度

一年間。ただし、運転上の制限からの逸脱があつた場合は、当該記録について五年間とする。	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	カ	ケ	ク	一年間。ただし、運転上の制限からの逸脱があつた場合は、当該記録について五年間とする。
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

五号炉及び六号炉をいう。以下同じ。に係るものを除く。に注入する冷却材の流量	ケ	カ	コ	ク	ケ	カ	コ	ク	ツ	「加える。」
	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[加える。]

五号炉及び六号炉をいう。以下同じ。に係るものを除く。に注入する冷却材の流量	ケ	カ	コ	ク	ケ	カ	コ	ク	ツ	「加える。」
	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[加える。]

講じた措置	
<p>三 燃料体の記録 （イからトまでに掲げる事項については、廃止措置対象施設を除く。）</p>	<p>三 燃料体の記録 （イからトまでに掲げる事項については、廃止措置対象施設を除く。）</p>
<p>四 「イ」チ 略</p>	<p>四 「イ」チ 同上</p>
<p>四 「略」</p>	<p>四 「同上」</p>
<p>五 放射線管理記録</p>	<p>五 放射線管理記録</p>
<p>イ 発電用原子炉施設（五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設を除く。）のうち遮蔽壁を設ける必要があるもの（廃止</p>	<p>イ 発電用原子炉施設（五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設を除く。）のうち遮蔽壁を設ける必要があるもの（法第</p>
<p>毎日一回。ただし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎週一回とする。</p>	<p>毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。</p>
<p>「略」</p>	<p>「同上」</p>
<p>「略」</p>	<p>「同上」</p>
<p>「略」</p>	<p>「同上」</p>

措置対象施設を除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	ロ 使用済燃料の貯蔵施設（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉）（それぞれ令に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉をいう。以下同じ。）並びに廃止措置対象施設に係るものを	毎日一回。ただし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎週一回とする。
--------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------

「略」

四十三條の三の三十四條第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	ロ 原子炉本体（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに法第四十三條の三の三十四條第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）の使用済燃料の貯蔵施設（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに同項の認可を受け、全ての核	毎日一回。ただし、法第四十三條の三の三十四條第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎週一回とする。
------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「同上」

ロ イに規定す	〔略〕	〔略〕	ロ イに規定す	〔同上〕	〔同上〕
イ 〔略〕	廃止措置対象施設に係る工事の各工程の終了の都度	〔略〕	イ 〔同上〕	法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	〔同上〕
九 廃止措置記録	〔六〇八 略〕	〔略〕	九 廃止措置記録	〔六〇八 同上〕	〔同上〕
〔ハ〇ヲ 略〕	〔略〕	〔略〕	〔ハ〇ヲ 同上〕	〔同上〕	〔同上〕
除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率			燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した発電用原子炉に係るものを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率		

掲げるものを除	記録（他の号に	及び改善状況の	画、実施、評価	テムに従った計	ネジメントシス	文書及び品質マ	質マネジメント	項に規定する品	規則第四条第三	十	品質管理基準	る工事の対象	となる廃止措	置対象施設か	ら当該工事に	伴い生じる物	（放射性廃棄	物を除く。）	の表面におけ	る放射性物質	の密度及び当	該物に含まれ	る放射性物質	の数量の測定	結果、測定方	法、測定日及	び測定をした	者の氏名
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------

〔略〕

〔略〕

の号に掲げるも	の号に掲げるも	状況の記録（他	、評価及び改善	った計画、実施	質保証計画に従	ての文書及び品	保証計画に関し	十	第五条の品質	測定結果、測	定方法、測定	日及び測定を	した者の氏名	る工事の対象	となる発電用	原子炉施設の	設備のうち管	理区域内の設	備から当該工	事に伴い生じ	る物（放射性	廃棄物を除く	。の表面に	おける放射性	物質の密度及	び当該物に含	まれる放射性	物質の数量の	測定結果、測	定方法、測定	日及び測定を	した者の氏名
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

〔同上〕

〔同上〕

十一 「略」	「号を削る。」	「削る。」	「削る。」
十二 「略」	「略」	「略」	「略」

〔2〕5 略
6 第一項の表第五号又及びル、第六号並びに第九号の記録の保存期間は、法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(品質マネジメントシステム)

第五條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、実施計画（法第六十四條の二第二項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）に定めるところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（第九條から第十六條までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

第六條から第八條まで 削除

十一 「同上」	「同上」	評価の都度	第六項に定める期間
十二 法第四十三條の三の二十九第一項に規定する発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価の結果	「同上」	「同上」	「同上」
十三 「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

〔2〕5 「同上」
6 第一項の表第五号又及びル、第六号、第九号並びに第十二号の記録の保存期間は、法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(品質保証)

第五條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、実施計画（法第六十四條の二第二項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第九條から第十六條まで並びに実用炉規則第八十八條に規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

第六條 (保安活動の実施)
品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、

次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。
 - イ 個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし、個別業務の実施計画（以下この条において「個別業務実施計画」という。）を策定すること。
 - ロ 個別業務の実施は、個別業務実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認すること。
 - ハ 個別業務実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。
 - ニ 外部から物品又は役務を調達する場合は、個別業務実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の発電用原子炉設置者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。
 - 三 個別業務が個別業務実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定めて行うこと。
 - 四 保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。
 - 五 要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

（保安活動の改善）

第七条 品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置（以下「是正処置」という。）に関する手順（第十八条各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究

第十一條

削除

明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。

二 生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置（以下「予防処置」という。）に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。

三 予防処置に当たっては、自らの発電用原子炉施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四 実用炉規則第七十四条の評価結果を適切に反映すること。

（作業手順書等の遵守）

第八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、実施計画に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書を定め、これらを遵守しなければならない。

（発電用原子炉施設の巡視及び点検）

第十一條 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた者を除く。）は、被ばく放射線量の評価を踏まえ巡視及び点検のための計画を定め、当該計画に従って、原則として毎日一回以上、発電用原子炉施設の保安に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一 一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設 次に掲げる施設及び設備

イ 燃料体又は燃料体であったものの崩壊熱を安全に除去するための設備

ロ 燃料体又は燃料体であったものを未臨界に維持するための設備

ハ 燃料体又は燃料体であったものが未臨界に維持されてい

(発電用原子炉施設の施設管理)

第十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉施設ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 発電用原子炉施設が実施計画に定められた性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。
- 二 前号ただし書の場合においては、実施計画においてその性能を維持すべきものとして定められた廃止措置対象施設に係る施設管理方針を定めること。

ることを確認するための設備

ニ 電源、放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物管理設備

ホ その他保安上必要な施設及び設備

二 五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設 次に掲げる施設及び設備

イ 原子炉冷却系統施設

ロ 制御材駆動設備

ハ 電源、給排水及び排気施設

ニ その他保安上必要な施設及び設備

- 2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設に存在する場合は原則として毎日一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

(発電用原子炉施設の保守管理)

第十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、発電用原子炉施設ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 実施計画に定められた発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針（以下「保守管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。
- 二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項の認可若しくは同条第三項において準用する法第十四条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理目標にあつては、施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ 発電用原子炉施設の設計及び工事に関すること。

ハ 発電用原子炉施設の巡視（発電用原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ 発電用原子炉施設の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期に関すること。

ホ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際にを行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ 発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト 二の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処

書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設（当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。）の保守管理方針を定めること。

三 第一号又は前号に規定する保守管理方針に従って達成すべき保守管理の目標（第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあつては、発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。）を定めること。

四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ 保守管理の実施に関する計画の始期及び期間に関すること。

ロ 「号の細分を加える。」
「号の細分を加える。」

ハ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。

ニ 発電用原子炉施設の点検等を実施する際にを行う保安の確保のための措置に関すること。

ホ 二の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並

置を含む。)に関すること。

升 発電用原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること

七 発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合には、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること

八 発電用原子炉施設について設置又は変更の工事（発電用原子炉施設のうち溶接をするものの溶接を含む。以下同じ。）をした場合には、その使用の開始前に、当該発電用原子炉施設の工事及び性能について検査を行い、当該発電用原子炉施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認すること

イ 当該発電用原子炉施設に係る工事が実施計画に従って行われたものであること。

ロ 当該発電用原子炉施設が実施計画に定められた性能を有するものであること。

九 使用を開始した発電用原子炉施設について、定期に検査を行い、当該発電用原子炉施設が実施計画に定められた性能を有するものであることを確認すること。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。

十 発電用原子炉設置者は、毎年度一回、前号に規定する検査の計画及び実施状況について原子力規制委員会に報告すること

びに予防処置に関すること。

へ 発電用原子炉施設の保守管理に関する記録に関すること

五 発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ 保守管理方針及び保守管理の目標にあつては、一定期間

ロ 保守管理の実施に関する計画にあつては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画に反映すること。

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

と。

(設計上考慮する事象に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置)

第十三条の二 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、

発電用原子炉設置者は、設計上考慮する事象に関して、実施計画に定めるところにより、次に掲げる発電用原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

一 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画(次に掲げる発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災に関することを含む。)を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従って必要な活動を行わせること。

イ 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ 消防吏員への通報に関すること。

ハ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二 設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。

三 設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

(火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第十三条の二 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、

発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動(消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。)を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状態その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

一 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備を設置すること。

三 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

四 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。

五 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。

六 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物を適切に管理すること。

七 前各号に掲げるもののほか、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

八 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

「条を削る。」

「条を削る。」

（内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十三条の三 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水（以下「内部溢水」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。

四 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

五 前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

六 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十三条の四 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故に至るおそれのある事故（運転時の

-
- 異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。)が発生した場合における発電用原子炉施設(法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第十三条の五までにおいて同じ。)の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 一 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
 - 二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員(以下「対策要員」という。)を配置すること。
 - 三 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
 - 四 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
 - 五 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。
 - イ 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
 - ロ 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。
 - ハ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
 - ニ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著し
-

「条を削る。」

- 六 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
- 七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十三条の五 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

- 一 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
- 二 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
- 三 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
- 四 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
- 五 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要

員に守らせること。

イ 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

ロ 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ハ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

ニ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ホ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(発電用原子炉施設の運転)

第十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉施設の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。

【一・二 略】

三 前号の構成人員のうち運転管理責任者は、発電用原子炉施設の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であつて、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したものであるものの中から選任すること。

【号を削る。】

員に守らせること。

イ 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

ロ 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ハ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

ニ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ホ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(発電用原子炉施設の運転)

第十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉施設の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

【一・二 同上】

三 前号の構成人員のうち運転責任者は、発電用原子炉施設の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であつて、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したものであるものの中から選任すること。

四 前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉施設の運転の保安上十分であることについて、あ

四 前号に定めるもののほか、運転管理責任者に関し必要な事項は、原子力規制委員会が告示で定める。

五 発電用原子炉施設の運転に関する次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

イ 発電用原子炉施設の運転に係る操作に関し、その操作に先立って確認すべき事項、その操作に必要な事項及びその操作の後に確認すべき事項

ロ 運転員その他の従業者が発電用原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項（運転上の制限（実施計画で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が実施計画で定められているものをいう。以下この条及び第十八条において同じ。）を逸脱していないことを確認するためのものを含む。）並びにその確認の方法及び確認の時期又は頻度に関する事項

ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他の異状があつた場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項
「号を削る。」

六 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

七 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第十八条第五号に掲げるときを除く。

らかじめ原子力規制委員会の確認を受けること。

五 第三号に定めるもののほか、運転責任者に関し必要な事項は、原子力規制委員会が告示で定める。

六 運転開始に先立って確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定め、これを運転員に守らせること。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

七 緊急遮断が起こつた場合には、遮断の起こつた原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。

八 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員に守らせること。

九 運転上の制限（実施計画で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が実施計画で定められているものをいう。第十八条において同じ。）を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、同条第六号に掲げるときを除く。

「号を削る。」

「号を削る。」

(工場又は事業所において行われる運搬)

第十四条の二 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下この項において「核燃料物質等」という。)の運搬に関し、次の各号に掲げる措置(原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、原子力規制委員会が適当と認める措置)を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によって汚染された物(その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。)であつて、放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によって汚染された物であつて、大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

十 試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

十一 発電用原子炉施設の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。

「条を加える。」

-
- イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。
- ロ 容易かつ安全に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。
- 四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第九条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。
- 五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。
- 六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。
- 七 運搬経路においては、標識を設けること等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限し、かつ、必要な箇所に見張人を配置すること。
- 八 車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。
- 九 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。
- 十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、
-

反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。)に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ)及びこれを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。

3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行われる運搬については、適用しない。

4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七の二条まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

(貯蔵)

第十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。

2 「一〇五 略」

(貯蔵)

第十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

2 「一〇五 同上」

(工場又は事業所内において行われる廃棄)

第十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置(原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、原子力規制委員会が適当と認める措置)を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

「一〇十五 略」

(発電用原子炉主任技術者の選任等)

第十七条の二 法第四十三条の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、複数の発電用原子炉について兼任することを妨げない。

2 法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間

「二〇四 略」

3 法第四十三条の三の二十六第二項において読み替えて準用する法第四十条第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

(事故故障等の報告)

第十八条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく原子力規制委員会に報告しなければならない。

(工場又は事業所内において行われる廃棄)

第十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該措置に代えて、原子力規制委員会が適当と認める方法によることができる。

「一〇十五 同上」

(発電用原子炉主任技術者の選任等)

第十七条の二 法第四十三条の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。ただし、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉については兼任することを妨げない。

2 「同上」

一 発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間

「二〇四 同上」

3 法第四十三条の三の二十六第二項で準用する法第四十条第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

(事故故障等の報告)

第十八条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく原子力規制委員会に報告しなければならない。

「一・二 略」

三 発電用原子炉設置者が、発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの点検を行った場合において、発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。ただし、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の漏えいを防止するための機能を有していないと認められた場合であつて、第十号ただし書又は第十一号ただし書のときを除く。

「号を削る。」

四 火災により発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

「一・二 同上」

三 発電用原子炉設置者が、発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの点検を行った場合において、発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。ただし、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の漏えいを防止するための機能を有していないと認められた場合であつて、第十一号ただし書又は第十二号ただし書の場合を除く。

四 発電用原子炉設置者が、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るもの並びに実施計画で定められたものを除く。）を除く。）又は設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るもの並びに実施計画で定められたものを除く。）の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が同規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。ただし、核燃料物質等の漏えいを防止するための機能を有していないと認められた場合であつて、第十一号ただし書又は第十二号ただし書の場合を除く。

五 火災により発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたもの、前号の安全上重要な機器等又は前号の常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があつたとき。ただし、当該

五 前二号のほか、発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉施設の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であつて、当該逸脱に係る実施計画で定める措置が講じられなかったとき。

六 略

七 略

八 略

九 略

十 略

十一 略

十二 略

十三 略

十四 略

〔号を削る。〕

十五 略

（実施計画検査）

故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

六 前三号のほか、発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉施設の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であつて、当該逸脱に係る実施計画で定める措置が講じられなかったとき。

七 同上

八 同上

九 同上

十 同上

十一 同上

十二 同上

十三 同上

十四 同上

十五 同上

十六 挿入若しくは引抜きを現に行っていない制御棒（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）が当初の管理位置（実施計画に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき又は全挿入位置（管理位置のうち制御棒が最大限に挿入されることとなる管理位置をいう。以下同じ。）にある制御棒であつて挿入若しくは引抜きを現に行っていないもの（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）が全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき。ただし、燃料が炉心に装荷されていないときを除く。

十七 同上

第十八条の二 法第六十四条の三第七項の検査（以下「実施計画検査」という。）は、次に定めるところにより行う。

- 一 発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの使用の開始前に、当該発電用原子炉施設を使用しようとする者の申請を受けて、その工事及び性能について検査を行うこと。
 - 二 発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの使用を開始した後、当該発電用原子炉施設の性能について検査を行うこと。
 - 三 保安のための措置の実施状況について検査を行うこと。
 - 四 特定核燃料物質の防護のための措置の実施状況について検査を行うこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、発電用原子炉施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従って行われているかどうかを確認するために必要な検査を行うこと。
- 2 実施計画検査のうち、前項第二号から第四号までに掲げる検査については、毎年度一回以上行うものとする。

（使用前検査の申請）

第十九条 前条第一項第一号の検査（第二十六条に規定する溶接検査及び第二十九条第一項に規定する輸入溶接検査を除く。以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇六 略」

「二〇四 略」

（使用前検査実施要領書）

第二十二条 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、使用前検査の実施に当たつての方法その

「条を加える。」

（使用前検査の申請）

第十九条 使用前検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、発電用原子炉施設の使用の開始前に当該発電用原子炉施設の工事（第二十六条第一項に規定する発電用原子炉施設であつて溶接をするものの溶接を除く。）及び性能について行うものをいう。以下同じ。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇六 同上」

「二〇四 同上」

（使用前検査実施要領書）

第二十二条 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十条第一項の表の下欄に掲げる検査

他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査を受ける発電用原子炉施設)

第二十六条 第十八条の二第一項第一号の検査のうち、発電用原子炉施設の溶接(溶接をした発電用原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接を除く。)について行うもの(以下「溶接検査」という。)を受ける発電用原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一〇七 略」

第二十八条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、溶接検査を受けることを要しない。

一 「略」

二 次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設として使用する場合

イ ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同規則第八十四条第一項又は同規則第九十条の二において準用する同規則第八十四条第一項の検定を受けた設備

ロ 発電用原子炉施設(一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。)であつて、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定又は同法第五十六条の六の二十二第二項において準用する同法第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を

事項の使用前検査の実施に当たつての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査を受ける発電用原子炉施設)

第二十六条 溶接検査(法第六十四条の三第七項の検査のうち、発電用原子炉施設の使用の開始前に当該発電用原子炉施設の溶接について行うもの(溶接をした発電用原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接について行う検査を除く。)をいう。以下同じ。)を受ける発電用原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一〇七 同上」

第二十八条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、溶接検査を受けることを要しない。

一 「同上」

二 次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設として使用する場合

イ ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同規則第八十四条第一項若しくは第九十条の二において準用する第八十四条第一項の検定を受けた設備

ロ 発電用原子炉施設(一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。)であつて、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の六の二十二第二項において準用する第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受け

受けたもの
三 「略」

(輸入溶接検査の申請)

第二十九条 第十八条の二第一項第一号の検査のうち、溶接をした発電用原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接について行うもの(以下「輸入溶接検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇四 略」

「二〇四 略」

第三十四条から第四十一条まで 削除

たもの
三 「同上」

(輸入溶接検査の申請)

第二十九条 輸入溶接検査(法第六十四条の三第七項の検査のうち、溶接をした発電用原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接について行うものをいう。以下同じ。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇四 同上」

「二〇四 同上」

(施設定期検査の申請)

第三十四条 施設定期検査(法第六十四条の三第七項の検査のうち、発電用原子炉施設の使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期に、当該発電用原子炉施設の性能について行うものをいう。以下同じ。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 施設定期検査を受けようとする発電用原子炉施設の種別及び施設番号

四 施設定期検査を受けようとする期日

2 前項の申請には、施設定期検査に関する放射線管理を説明する書類を添えて提出しなければならない。

3 第一項の申請書又は前項の書類の内容に変更があつた場合は、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

ならない。

4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(施設定期検査の実施)

第三十五条 施設定期検査は、発電用原子炉施設のうち実施計画で定めるものの性能について行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合を除き、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、施設定期検査は、次に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

二 放射性廃棄物の廃棄施設

三 放射線管理施設

四 非常用電源設備

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、施設定期検査を受けることを要しない。

一 使用の状況から一年以内ごとに一回、施設定期検査を行う必要がないと認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

二 災害その他非常の場合において、施設定期検査を受けることが著しく困難であると認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

4 前項第一号又は第二号の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称又は住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所

在地

三 施設定期検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び施設番号

四 直近の施設定期検査が終了した年月日

五 施設定期検査開始希望年月日

六 施設定期検査を行う時期を変更しなければならない理由

5 前項の申請書には、使用の状況を記載した書類を添えて提出しなければならない。ただし、第三項第二号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

(施設定期検査実施要領書)

第三十七条 原子力規制委員会は、第三十四条第一項の申請書の提出を受けた場合には、施設定期検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(施設定期検査終了証)

第三十九条 原子力規制委員会は、施設定期検査を終了したと認めるときは、施設定期検査終了証を交付する。

(保安検査)

第四十条 保安検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、保安のための措置の実施について行うものをいう。以下同じ。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 前項に掲げるもののほか、保安検査は、実施計画による保安のための措置の適正な実施を確保するため必要があると認めるときに行うものとする。

(特定核燃料物質の防護のための措置の実施についての検査)

(身分を示す証明書)
 第四十二条 法第六十四条の三第八項において準用する法第六十
 一条の二の二第四項の身分を示す証明書の様式は、別記様式に
 よるものとする。

別記様式 (第42条関係)
 (表 面)

第	号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条 の3第8項において準用する同法第61条の2の2第4項の規定に よる	
身 分 証 明 書	
職名及び氏名	
写	真
年	月
年	日
原子力規制委員会	
印	

第四十一条 法第六十四条の三第七項の検査のうち、特定核燃料
 物質の防護のための措置に係る検査は、毎年一回行うものとす
 る。

(身分を示す証明書)
 第四十二条 法第六十四条の三第八項において準用する法第十二
 条第七項の身分を示す証明書の様式は、別記様式によるものと
 する。

別記様式 (第42条関係)
 (表 面)

第	号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64 条の3第8項において準用する同法第12条第7項の規定による	
身 分 証 明 書	
職名及び氏名	
写	真
年	月
年	日
原子力規制委員会	
印	

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第61条の2の2（略）

2（略）

3 原子力規制検査に当たっては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

4 前項第1号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 [略]

(裏面)

第64条の3（略）

2～6（略）

7 特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従つて行われているかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

8 第61条の2の2第3項から第5項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第3項中「原子力規制委員会規則で定めるもの」とあるのは、「原子力規制委員

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第12条（略）

2～5（略）

6 前項の検査に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8 第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 [同上]

(裏面)

第64条の3（略）

2～6（略）

7 特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従つて行われているかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

8 第12条第6項から第8項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは「第64条の3第7項」と、「原子力規制委員会規則

会が定めるもの」と読み替えるものとする。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

〔罰る。〕

〔二十七の二～二十七の四 略〕

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第6号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3、第13号の4、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第25号の2（試験研究炉等設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を除く。）、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置

定めるもの」とあるのは「原子力規制委員会が定めるもの」と読み替えるものとする。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第57条第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

〔二十七の二～二十七の四 同上〕

〔加える。〕

<p>者及び使用者に係る部分を除く。)又は第30号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1 億円以下の罰金刑</p>	
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設
の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事
項を定める告示の改正案

2019年10月8日

原子力規制庁

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

※本案はあくまで検討段階のものであり、
今後内容の変更がありうる。

○原子力規制委員会告示第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行及び原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第 号）の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条の三第八項及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の規定に基づき、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

(改正の対象となる告示の一部改正)

第一条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第三号）の一部を、別表により改正する。

第二条 前条の表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

(施行期日)

この告示は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部
改正に関する表（第一条関係）

改正後

改正前

（運転管理責任者に係る基準）

第十条 規則第十四条第三号の原子力規制委員会が告示で定める基準（以下「基準」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 「略」
 - 二 過去一年以内に発電用原子炉施設の運転に関する業務に六月以上従事した経験を有していること。
 - 三 「略」
 - 四 発電用原子炉施設に関する知識及び技能であつて、次に掲げるものを有していること。
 - イ 発電用原子炉施設の運転、事故時における状況判断及び事故に際して採るべき措置に関すること。
- 「ロ」ニ 略」

第十一条から第十三条まで 削除

（運転責任者に係る基準）

第十条 「同上」

- 一 「同上」
 - 二 過去一年以内に同一型式の発電用原子炉の運転に関する業務に六月以上従事した経験を有していること。
 - 三 「同上」
 - 四 発電用原子炉に関する知識及び技能であつて、次に掲げるものを有していること。
 - イ 発電用原子炉の運転、事故時における状況判断及び事故に際して採るべき措置に関すること。
- 「ロ」ニ 同上」

（基準に係る確認を受けようとする者の申請）

第十一条 規則第十四条第四号の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 基準に適合するかどうかの判定を行う方法に関すること。
- 二 基準に適合するかどうかの判定業務の実施体制に関すること（合否の判定に係る職員の資格及び数並びに設備に関することを含む。）。
- 三 基準に適合した者に係る有効期間に関すること。
- 四 基準に適合した者に係る更新の手續に関すること。

（基準に係る確認等）

第十二条 原子力規制委員会は、前条の申請書による書面審査及

(容器に封入することを要しない核燃料物質によって汚染された物の放射能濃度の限度等)

第十三条の二 規則第十四条の二第一項第二号イの原子力規制委員会の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成二年科学技術庁告示第五号)第三条第一号に定めるA2値の一万分の一とする。

2 規則第十四条の二第一項第二号イの原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置は、次に掲げるものとする。

- 一 コンクリートその他の固型化材料によって固型化すること等により、放射性物質の飛散又は漏えいを防止すること。
- 二 雨水等が容易に浸透しないようにすること。
- 三 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

び必要に応じ行う調査により、同条に規定する申請が基準に適合しているかどうかの判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉施設の運転の保安上十分であることを確認するものとする。

2 原子力規制委員会は、前項の規定による確認をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

3 原子力規制委員会は、前項の記載による通知をしたときは、その旨を公表するものとする。

4 第一項に規定する確認は、三年を限り有効とする。

(安全上重要な機器等)

第十三条 規則第十八条第四号の原子力規制委員会の定める機器及び構造物は、安全上重要な機器等を定める告示(平成十五年経済産業省告示第三百二十七号)に定める表の上欄第一号に掲げる型式及び設備について同表の下欄に掲げる機器及び構造物とする。

「条を加える。」

(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書)

第十三条の三 規則第十四条の二第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 運搬する物の種類、数量、形状及び性状
- 三 運搬の日時及び経路
- 四 運搬に当たつて講ずる放射線障害防止のための措置

(運搬物及び運搬機器に係る線量当量率)

第十三条の四 規則第十四条の二第一項第四号の原子力規制委員会の定める線量当量率は、次のとおりとする。

- 一 運搬する物の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 二 運搬する物の表面から一米ートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時
- 三 車両の表面(開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の下面)における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 四 車両の表面(開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面)から一米ートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時
- 五 コンテナの表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 六 コンテナの表面から一米ートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時

(危険物)

「条を加える。」

「条を加える。」

第十三条の五 規則第十四条の二第一項第六号の原子力規制委員会の定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火
- 二 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）
- 三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十五度以下のもの
- 四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、安全な運搬を損なうおそれのあるもの。

（標識）

第十三条の六 規則第十四条の二第一項第十号の原子力規制委員会の定める標識は、工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示（昭和五十三年通商産業省告示第六百六十六号）別記のものとする。

（特別措置に係る承認の申請書）

第十三条の七 規則第十四条の二第二項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 運搬する物の種類、数量及び性状
- 三 運搬する物の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率
- 四 講ずることが著しく困難である措置及びその理由
- 五 運搬に使用する容器の種類及び仕様
- 六 運搬に使用する運搬機器の仕様

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

- 七 運搬の日時及び経路
- 八 運搬に従事する者の被ばく管理のために講ずる措置
- 九 前号に掲げるもののほか放射線管理のために講ずる措置
- 十 前二号に掲げるもののほか運搬に伴う放射線障害防止のために講ずる措置

(特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率)

第十三条の八 規則第十四条の二第二項の原子力規制委員会の定める線量当量率は、十ミリシーベルト毎時とする。

(工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に係る線量当量率の算定)

第十三条の九 第十三条の四、第十三条の七及び前条の線量当量率は一センチメートル線量当量率として算定する。ただし、原子力規制委員会が認めた場合は、この限りでない。

(検査を行う職員の権限)

第十四条 法第六十四条の三第八項において読み替えて準用する法第六十一条の二の二第三項の原子力規制委員会が定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

「号の細分を削る。」

「条を加える。」

「条を加える。」

(検査を行う職員の権限)

第十四条 法第六十四条の三第八項で準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会が定める事項は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 保安のための措置に係る部分の検査にあつては、次に掲げる事項

- イ 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

- ロ 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

- ハ 従業者その他関係者に対する質問

- ニ 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質に汚染された者その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること

- 二 特定核燃料物質の防護のための措置に係る部分の検査にあつては、次に掲げる事項

- イ 事務所又は事業所への立入り

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>「号の細分を削る。」 「号の細分を削る。」 「号の細分を削る。」</p> <p>四 三 従業者その他関係者に対する質問 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること</p>	<p>ロ 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査 ハ 従業者その他関係者に対する質問 ニ 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること 「号を加える。」 「号を加える。」</p>
---------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------